

## 平成23年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成23年6月15日（水曜日）

---

### ○議事日程

平成23年6月15日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	中林堅造君	4番	河杉憲二君
5番	斉藤旭君	6番	高砂朋子君
7番	山根祐二君	8番	今津誠一君
9番	久保玄爾君	10番	山田耕治君
11番	青木明夫君	12番	重川恭年君
13番	山本久江君	14番	横田和雄君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
18番	佐鹿博敏君	19番	田中敏靖君
20番	木村一彦君	21番	三原昭治君
22番	藤本和久君	23番	安藤二郎君
24番	田中健次君	26番	山下和明君
27番	行重延昭君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市長 松浦正人君 副市長 中村隆君

会計管理者 安田 憲生 君 財務部長 本 廣 繁 君  
総務部長 阿川 雅夫 君 総務課長 福谷 真人 君  
生活環境部長 柳 博之 君 産業振興部長 梅田 尚 君  
土木都市建設部長 権代 眞明 君 健康福祉部長 田中 進 君  
教 育 長 杉山 一茂 君 教 育 部 長 藤井 雅夫 君  
上下水道事業管理者 浅田 道生 君 上下水道局次長 岡本 幸生 君  
消 防 長 秋山 信隆 君 代表監査委員 和田 康夫 君  
入札検査室長 福田 一夫 君 農業委員会事務局長 山本 森優 君  
選挙管理委員会事務局長 高橋 光之 君 監査委員事務局長 永田 美津生 君

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永 亨仁 君 議会事務局次長 末岡 靖 君

---

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

18番、佐鹿議員、19番、田中敏靖議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

早速これより質問に入ります。最初は8番、今津議員。

〔8番 今津 誠一君 登壇〕

○8番（今津 誠一君） きょうからインターネットでの議会中継が始まるようですが、私自身にとりましても長年の悲願ただだけに思わず力が入りそうですが、なるべく普段どおりに行いたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

まず、質問の第1はまちの景気浮揚策についてであります。

今、防府のまちの景気はとことん冷え込んでいます。飲食店をはじめ、多くの経営者から「もうちょっと景気を何とかしてもらえんもんかねえ。人通りは少ないし、これじゃあ、

よいようやれませんか」という悲鳴が聞こえてきます。私自身もそんな悲鳴に同情しつつも、今すぐこれといった特效薬が見つからず、「今は防府だけでなく、日本全国みんな厳しいみたいですから、何とか頑張ってください」と言うしか仕方なく、しかし、内心じくじたるものを感じております。景気浮揚に今すぐ効果のある妙策はあるのかなのか、私にはわかりません。

しかし、今、少なくとも景気の浮揚に向けてやるべきことは必ずある。いくらでもあると考えます。行政は景気の浮揚を切望する経営者らの悲鳴に真摯に耳を傾け、できるだけ早くそれに答える努力をしていただきたい、というより努力していただかなくてはなりません。本来はこのような状況になる前に、市長の好きな転ばぬ先の杖を準備し、やるべきことをやっていたら、今とは少し違った状況があったのではないかという気がします。

さて今後、まちの景気浮揚を現下の防府市にとっての緊急の課題として、市長の重点政策の一つに加え、具体的な景気浮揚策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、このことについて市長からお答えをいただきたいと思います。

また、策を講じるに当たっては、現在の不景気の原因について正確に分析しておく必要があると思います。これについて市長はどのように分析しておられるか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に本市の景気状況につきましては、平成20年秋以降のリーマンショックによりまして、世界経済減速の影響、また、市内の主要な企業が生産調整や雇用調整を行ったことによりまして、景気・雇用が急速に悪化したことは、議員御存じのとおりでございます。

その後、市内景気も穏やかに回復している中で、3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響によりまして、市内の製造業や建設業では部品の原材料、建設資材の納入が滞り、これがための減産や工事のおくれを余儀なくされ、また飲食店では宴会等の自粛のため、小売業でも一部商品の欠品などによりまして売り上げが減少するなど、さまざまな影響が出ているところでございます。

しかし、本市産業の基幹産業でございます自動車関連産業におきましては、震災の影響で不足していた部品の供給に、めどが立ったとの情報にも接しているところでございまして、自動車生産の回復の兆しが見られるところでございます。

こうした中で景気を浮揚する策につきましては、国においてさまざまな形で取り組まれているところでございますが、大震災から3カ月余りが経過した今日、震災を免れた地方

として活気ある経済活動を行っていかねばならないと、防府商工会議所の皆様方とも意見を交わしているところでございます。

市といたしましては、今後も企業訪問などを積極的に実施いたしまして、企業が必要とする御要望につきましても、できる限りの支援を講じてまいりたいと存じます。

また、市単独の景気浮揚策といたしましては、当然のことでございますが、予算の執行の前倒しや公共事業の早期発注などを、庁議や入札審査会を通じて、全庁的に指示したところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年度初めての取り組みでもございます、住宅リフォーム助成事業につきましては、第1次の応募された方々が310名ありまして、応募された全員の方が7月1日以降に随時着工されることとなっております。市内住宅リフォーム施工業者及びその関連業者の方々へは、事業費として最大3億円余りの受注が発生し、これにより、その10%に当たります3,000万円余りが市内共通商品券として配布され、それが消費につながることでありまして、市内の商業者への経済的波及効果も期待できるものと考えているところであります。

最後に、市の重要施策に景気あるいは雇用を追加してはどうかとの御意見でございますが、私は雇用・景気は極めて重要な施策として認識しておりまして、今日まで当然のことながら市の活性化のため、可能な限り施策を実施してまいりました。今後も景気・雇用の情勢に十分留意しながら、市の活性化に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） ただいま市長さんから現在の防府市の不景気の原因について、特にリーマンショックと震災の影響が大きいのではないかというような分析をされたわけでありましたが、しかし、私考えますと、ちょっとこの市長さんの景気の原因分析は、表面的過ぎるのではなかろうかなという気がしております。不景気の原因は、突発的な外部要因がすべてだと言われたいのかもしれませんが、そうではないと私は考えます。正確な分析とは言えないと思います。

確かに、リーマンショックも震災も、大きな原因の一つではありますが、しかし震災の前にも、ちょうど3カ月前ですが、既に景気は低迷しておりました。それからリーマンショックの前も、地方の景気は決してよくなかった。いざなぎ景気超えをしたことがあります。その際も地方は景況感を全く実感することがなかったと、私たちは経験したと思います。

このような、今言われたのは直接的原因ということだと思っておりますが、このほかにも直接

的な原因は多々あるかと思いますが、これは結局個人の消費あるいは個人の購買力の低下をもたらしていると、ここが大きな原因であるというふうにとらえられると思います。

それから、私はこの直接的な原因以外に、もっと深い、構造的な原因というものがあるんじゃないかというのが私の考えです。構造的な原因の一つには、まず、地方の産業構造の特徴であります公共工事依存型の産業構造、これがあったと思いますが、これが崩壊をしたと。地方経済は公共工事によって雇用をつくり、景気を維持し、波及効果を及ぼすというシステムと言ってもいいものがあったと思います。公共工事の大幅な削減によって、このシステムが崩壊をした。しかし、これまで地方経済を支えてきた建設業にかわる産業が育っていない。つまり産業構造の転換が進んでいない、これが構造的な問題ではなかろうかなと思います。

いま一つは、東京一局集中の社会構造であります。この構造の形成とともに地方疲弊の構造が形成されたと、このように認識しております。日本は戦後、工業化の進展とともに、東京一局集中が進行し、そして地方は養育費あるいは学費をかけて人を育て、そして育てた人を無償で東京へ送り出す。いわゆる人材派遣センター、人材養成とともに人材派遣センターの役割を果たしてきた。そして、本来地方の将来を担う人が不在となり、活力がない、産業も育たず、まさに地方疲弊の構造が生まれたと、これが背景にある大きな構造的な原因ではなかろうかなと、このように感じておるところです。したがって、今後、抜本的な景気浮揚策を講じる場合、このような構造を改めることをまず考えなくてはならないのではないかと、小手先の対策ではだめではないかと、このように思います。

そこで、1の対策として、今後、産業構造の転換をいかに図っていくか。それから2の対策として、まず雇用ですね。雇用の創出をどのようにしていくかということが、非常に重要になってくると、今後の景気浮揚策にぜひこの辺のところをしっかりと考えていただいて、計画を策定していただきたいと、このように要望しておきます。

それから、いま一つ押さえておくべきことは、マクロ経済と地方経済の連動性、波及効果と言ってもいいんですが、これがもはやなくなったということです。いざなぎ超えをした際に地方は景況感を実感できなかった。マクロで景気がよくなっても、地方の景気はよくなれないということを学習しました。マクロ経済の回復を期待して、手をこまねいて待っていてもだめだということです。

そして今後、地方はみずから、自力で立たなければ、だめなのではなかろうかと。そういう意味で、今後、起業とか新産業の創出とか、そういったことが必要に――企業誘致ももちろん大事ですが、そういうこともさらに大事なことではなかろうかなと感じております。

今後、これらのことを念頭に、市内では、どこになるのか、商工、企画あたりが中心になるのかしりませんが、景気浮揚策を講じていただきたいということを要望しておきます。

それから、先ほど市長さんから即効性のある景気浮揚策として、住宅リフォームをやっておると、総事業費が現在3億円、商品券を1戸当たり10万円補助するということで3,000万円ですか、これは非常に効果が期待されるものだと私は思っております。できれば、もう少しこの予算を増やすことができないだろうかというふうに思いますが、もし財源の手当て等がつけば、あと2億円ぐらい増やして、5億円ぐらいの事業にさせていただければどうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御存じかと思いますが、5億円で予算を組んでおります。ただ、上限が、100万円という上限を置いております関係でございまして、当初、どのぐらいの方々が応募されてくるかわからないということで、もしも500件以上も集中してきたときにどうするかということで、発注解禁を7月の1日までずらしていたわけなんです。これから、まだ約2億円ぐらい残っておりますので、その追加募集に直ちに入ると、今度は直ちに、応募された方々に順番でオーケーになっていくようにしていこうと、こういうことを話をしております。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、予算執行の前倒し等も、もしできるものがあれば、物品の購入とかあるいは公共工事の前倒しとか、そういったことにも注力していただければと、このように思います。

それでは、これについての質問は終わりました。次は雇用創出プランについてお尋ねをいたします。

地方の疲弊・衰退の原因は、まず第一に雇用、人、そして物、金、情報の不足と言われるように、雇用の創出は地方の再生・発展に欠くべからざるもので、極めて重要な政策と言えます。そのことから、今、全国の自治体では県も市も挙げて、雇用創出戦略プランなるものをつくり、雇用の創出に懸命に努めています。

そこで防府市にあっては、今、転ばぬ先の杖として、数値目標を掲げた雇用創出プランなるものが、あるのかないか、お尋ねをいたします。

次に、雇用の創出は一般に企業誘致、既存企業の成長・拡大、起業、新産業の創出、観光によるもの等が考えられますが、ある県の雇用創出戦略プランでは、産業別に環境領域、医療・健康領域、ものづくり基盤技術領域、にぎわい創出観光領域等に分類し、雇用創出

に向けた戦略プランを考えています。

そこで私は防府市の雇用創出プランを考える際、これらの分類のうち、特に市長の重点政策の一つでもある環境領域に注目すべきと考えます。実はここにちょっと持って来ておりますが、日経出版社から発行されております「次世代環境ビジネス」という本であります。これによると、これまでの環境ビジネスはエネルギー、リサイクル、科学といった特定分野の企業が中心だったけれども、これからは資源とCO<sub>2</sub>をキーワードに、あらゆる産業が参加し、お互いに融合されるであろうと言っております。そして2020年には5兆8千400億円ビジネスに発展するとしております。

時代のニーズに合致した、このような環境関連産業を中心に、企業誘致、既存企業の内発展開、起業や新産業の創出による雇用創出プランを考えることを提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

雇用対策につきましては、行政におきましても大切な仕事の一つであると認識いたしております。雇用の創出のため、私は就任直後から毎年、山口県あるいは公共職業安定所と密接な関係を連携を図っているところでございますし、市内企業の本社には毎年、年初めに、マツダ、協和、ブリヂストン、東海カーボン、昭和パックス、ことしも本社にごあいさつに上がっておるところでございます。

また、本年、求人確保促進月間の初日となりました5月9日には、マツダ株式会社防府工場、ブリヂストン防府工場、そして協和バイオ株式会社山口事業所の各工場長、所長をお尋ねいたしまして、1人でも多くの地元出身者の新規雇用や、就職が決まらずに卒業した学生・生徒に対しましても、今後、応募の機会を与えていただけますように、お願いに上がったところでございます。

さらに来年度に新規採用を予定している市内40社余りには、文書にてお願いをいたしますとともに、あらゆる機会を活用いたしまして、雇用の創出をお願いし、今後も引き続きお願いしてまいる所存でございます。

次に新産業の振興、企業誘致、起業促進でございますが、本年度を始期と、最初のスタートとします「防府まちづくりプラン2020」を立ち上げまして、新たな産業の育成、新たなサービス産業の育成と、次代を担う、人材の育成や確保のためのインターンシップの支援等を掲げておりまして、地場産業振興センターを柱として関係機関と連携をとりながら、雇用の創出を計画的に図ろうとしているところでございまして、私も微力ではございますが、各企業の本社訪問を続けたり、県東京事務所を訪問して、雇用の創出に向けて

努めているところでもございます。

また、7月以降に市内中小企業の1,000社余りを対象に、新たな産業やサービスの育成、起業促進への取り組み等の企業動向調査を実施する方向で準備を進めておりまして、議員御提案の環境領域につきましては、太陽光発電関連を熱心に取り組まれている市内企業の情報もありまして、新たな雇用が創出されると期待する分野でもございますので、調査項目に入れて実施してまいりたいと存じます。

最後に雇用創出プランの策定につきましては、県及び政令都市レベルでは制定されているケースがございますが、県内他市においては策定されておりません。しかし、議員御指摘の新産業の振興、企業誘致、あるいは起業促進等に目標を掲げて努めていくことは、極めて大切なことでございますので、関係機関と協議を行い、防府市版の雇用創出プランの策定に向けて努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） ただいま市長さんから大変前向きな御回答いただきまして、大変ありがとうございました。現在のところ雇用創出プランなるものはないけれども、今後、防府版の雇用創出プランをつくっていききたいと、このように明確に答弁いただきまして大変ありがとうございます。

市長さんもおっしゃいましたように、雇用創出は特に分権時代にあって極めて重要な政策だと私も思います。雇用が生まれ、人が定着すれば、地方疲弊の構造が改善されます。ぜひ数値目標も掲げたプランを策定していただきたい。

また、これは要望ですが、時代のニーズに合致した環境関連産業というものも中心にした雇用創出プランというものを念頭に置いていただければ、大変ありがたいと、このように思います。アメリカのオバマ大統領はグリーンニューディール政策を掲げておりますが、ぜひ防府版グリーンニューディール政策を掲げていただけたらというふうに思います。

それから、せっかくなのでいい回答をいただいたわけですが、ちょっとこのことも申し上げておかねばなりません。現在の防府市の雇用状況であります。有効求人倍率が平成23年、ことしの3月、0.57、4月がさらに0.1ポイント下がって0.47、これは言いにくいんですが県内最低です。県平均が0.73ですから、これを大きく下回っております。言われたように、自動車関連の影響が大きいのもかもしれませんが、いずれにしても県内最低ということでございますので、今後、ぜひこの点を考慮して、よろしくお願ひしたいと思っております。また、建設業の求人数の減少傾向も見られます。

それからいま一つ注目すべきは、市内の中小企業あたりも含めて、アジア地域への企業



進出というものが見られます。今は中国よりもベトナムとかタイとかカンボジア、そのあたりに進出しておるようであります。私はこれは大東亜の共栄という視点からいけば、大変結構なことだと思うんですが、防府の経済産業という視点からすると、やはり大変厳しいことでもありますので、産業の空洞化、雇用の減少をもたらすということで、この辺もひとつ注目をしておいていただけたらと、このように思います。

それから、実は今回の原発事故で、上関の原発が絶望的になったということがあります。ここにかわってソフトバンクが山口県に太陽光発電の施設を建設したいと、このような話が舞い込んできているという情報を得ております。そういったチャンスもとらえて、こういった事業を実施する準備をしておいていただけたらと、このように思います。

それからあと、雇用創出のその具体策、これは技術的と申しますか、現実的と申しますか、これの具体策ですが、現存する企業と雇用をいかにマッチングさせるか、これについてはハローワークと連携して、求人・求職データをもとにマッチング機能を強化していくといったことも考えられますし、あるいはNPO法人の支援、NPO法人との連携ということも有効かと思えます。既に防府にあるNPO法人はハローワークと民間企業と連携して就業支援活動をしておりますが、こういったNPOとの連携ということも大事なことでなかろうかなと思えます。

それから、先ほど市長言われました、企業の求める人材を育成、確保するためのインターンシップですね、就業経験ですか、こういったものの活用も大事かと思えます。

それから、ここでは最後ですが、特に私は起業というのがこれから非常に大事だと思うんです。若者の起業、あるいは女性の起業、あるいはリタイア組の起業、こういった起業家を育成・支援していくということが、みずから立つという視点からすれば、非常に大事なことでなかろうかなと考えます。

こういった支援をするために、行政の本気度を示すためにも、起業家育成支援条例といったものも制定をして、行政はこのように考えてますよ、ということをも市民一般にも知らせるということは、非常に効果があるんじゃないかなとこのように思います。その支援策とすれば、もちろん制度融資の利用促進等もありますし、起業家とエンジェルとのマッチング支援とか、そういったものもありますが、そういうことをぜひ考えていただきたいと思うんですが、この点についてちょっと御答弁をいただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） みずからお考えになって業を起こす、起業の気持ちを持っておられる方々というのは、私は潜在的にかなりたくさんあるというふうに思っております。しかしながら、その方々に多大な援助を行政がしていくことによって、既存の、今日まで

30年、50年と続けてこられた既存の事業者にも、大きな打撃を与えていくということになってはこれは大変なことでございます。そういうふうなことなども考えながら、すき間産業といいますか、今ではそのようなお仕事がなくなってしまう分野に進出してこられるところとか、よくよく精査しながら支援体制を組むべきところにはしっかり組んでいくと、めり張りのきいた考え方が行政として求められるのではないかと、そのように私なりに感じておりますので、お気づきなどありましたら、またお願いをいたしたいと、そのように思います。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） ちょっと勘違いしておられるんじゃないかと思うんですが、別に過大な支援をしろというんじゃないんです。この条例の中身も、市長さん、目を通して見ていただければわかると思うんですが、それほど過大な支援、融資をしていくというような内容のものではありません。額もそんなに大きな額ではありません。しかし、行政がそうやって起業する人を支援していきますよと、こういう姿勢を見せる、そのことが一番大事なことであって、ぜひこの起業家育成支援条例、もうたくさんの自治体がつくっておりますから、これを参考にして、研究していただきたい、このように申し上げておきます。それではこの項についての質問は終わります。

次に、環境についてお尋ねをいたします。

まず、エコシティ・エコタウン構想の考え方、ノウハウを取り入れたまちづくりを提案します。その理由は、これらの構想はまちのクリーンな環境の保全と同時に、地域振興を果たすことをそのねらいとしているからであります。

エコシティとは政府や自治体と企業が共同で、クリーンエネルギー、省エネ技術、グリーンビルディング——グリーンビルディングと申しますのは、省エネ、耐震性、バリアフリーなどに配慮したビルのことです。——上下水道整備、リサイクルなどを活用して、持続可能で、環境配慮型のまちを建設しようというプロジェクトです。

この中で、今、中国の天津エコシティが世界的に注目されております。中国政府直轄の本格的プロジェクトで、工場団地に囲まれた30平方キロメートルの空き地に、2020年までに人口35万人の新しい都市を建設しようという壮大なものです。

また、エコタウンとは、ゼロ・エミッション構想、ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想を推進して、地域振興を行うものです。

まず、これらの構想を御存じかどうか、またこれらの構想は大きなプロジェクトで、府単独で実施することは無理かもしれませんが、この構想のねらいをよく理解するため、

今後、調査・研究していただくことも要望したいと思います。同時に個々の事業において、今すぐ取り入れられるものがあれば取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 環境についてお答えいたします。

まず、エコシティ・エコタウン構想というものを知っているかという御質問でございますが、最近、マスコミ等で取り上げられておりましたので、承知はいたしております。

議員から御紹介のありましたエコシティ・エコタウンをはじめとする環境をキーワードにした都市整備及び産業振興は、これからのまちづくりに向けて欠かせない要素だと考えております。議員御提案のとおり、世界的な先進事例の中にも環境をキーワードとした、参考となるさまざまな施策がございますので、調査・研究を重ねてまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） ぜひ、しっかりと調査・研究していただきたいと思います。

次にCO<sub>2</sub>削減計画であります。

今、震災を機に全国的に省エネ機運が高まっております。この機をとらえて市民、事業者等に省エネの推進を訴え、CO<sub>2</sub>の削減を図ることは非常に有効だと思います。今後何年間で何トンのCO<sub>2</sub>を削減するという、数値目標を掲げたCO<sub>2</sub>削減計画を立てることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） CO<sub>2</sub>削減計画についてお答えいたします。

議員御提案のCO<sub>2</sub>削減目標を掲げた地球温暖化対策の地域計画につきましては、これまでも御答弁申し上げておりますとおり、市内の温室効果ガス総排出量について、検証可能な目標値が設定できる算出方法が確立されていないことが、策定の大きな障害となってきております。

この解消に向けて、環境家計簿の利用者や環境保全協定の締結事業者等に御協力をいただきながら、市独自の算出方法の確立を目指してまいりましたが、現状におきましても必要な情報の入手が困難な状況でございます。

このため、これまで検証可能な目標値をお示しした上で、計画を策定することを目指してまいりましたが、当面の間は、昨年8月に環境省が作成しましたマニュアルを参考に、簡易な案分方式ではございますが、それで算出した総排出量の参考値をお示しすることといたしました。この参考値は現在見直しを進めております防府市環境基本計画に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） 私は、何年前だったか、行政視察に行きまして、もう相当前で。ある市はもう既にCO<sub>2</sub>の総排出量を出して、そしてここから何%削減をすると、このような計画を進めておりました。

私はこれの質問の趣旨は、そういった総排出量を今すぐここで計算してやれと言ってるわけじゃなくて、これから具体的に、この部分をこれだけ削減すればCO<sub>2</sub>が幾ら減ると、そういったような計画ならつくれるんじゃないかという意味で、こういう問い方をしたわけなんです。

それじゃ、ちょっとお聞きしますが、既にこのようなことやっている市、これに参考意見というか、どのようにしてあなた方はこれをやられたんですかということ、何市に当たって、調査されましたか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 申しわけありません。その辺のデータはちょっと今掌握しておりません。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） だから、そういう努力が足りないんですよ。前向きにやろうという意欲がないから、いつまでも同じような答弁を繰り返している。できないのはやっぱり防府市の行政能力が低いんだと、このようにしっかり反省をして、計画の策定に努めていただきたいということをここで強く申しておきます。

次に、JR高架の雑草対策についてお尋ねをいたします。

これまで都合3回質問し改善を求めてまいりましたが、一向に改善されておりません。今もこのような状況です。市長さん、すみません、ちょっと見てください。こういう状況です。この裏は、これは私が3年前にここへ行って、雑草を全部きれいに清掃したときの写真です。こちらが今の現状です。一向に改善をされておりません。環境を重点政策に掲げる市の景観とはとても思えません。

私は昨年ボランティアでこの近くにマリーゴールドを3,000本植栽し、朝晩の水やりをしながら環境美化に努めてまいりましたが、このような状況が近くで放置されていることに、大変不快感と同時に行政の矛盾を感じた次第です。行政がみずからの責任を果たさずに、どうして協働が言えるのかということです。

一向に改善されない理由として、まず第1に、JR西日本に全く誠意がないこと、2番目に市にやる気と責任感が欠けていること、そして両者に共通しているのは環境意識の低

さです。

市長さんは先の3月定例会で、これまでに、JRより年2回程度実施している除草の回数を、状況を見ながら増やしていきたいとの回答を得ている。その後、巡回、巡視の回数を増やされ、適宜、除草作業が実施されていることを報告させていただきますと答弁されました。これは恐らく担当課からの報告を受けて、それをうのみにして答弁されたものと推測しますが、適宜、除草作業が実施されているならば、さっき見せたような状況はあり得ないはずです。この場合、正しい日本語は、適宜に除草作業が実施されている、あるいはいいかげんに除草作業が実施されていると言うべきです。

国体を控える今、今度こそJRに抜本的な対策を求めることを強く求め、JRと市の間できちんとした覚書を交わしてほしいと思いますが、いかがでしょう。明確な答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） JR高架下の雑草対策についてでございますけれども、平成23年3月定例会におきまして、JR高架下の雑草対策について御質問をいただきました。その際、JR西日本徳山地域鉄道部においては、巡回、巡視の回数を増やされ、適宜、除草作業が実施されていること、また鉄道高架の西側より順次雑草の繁茂を防ぐための舗装——これ、ガンコマサと申しますけれども——が行われていることを御報告するとともに、ことしは「おいでませ！山口国体」の開催年であることから、JR西日本徳山地域鉄道部へ高架下の雑草対策を要望してまいりたいとお答えいたしました。その後、直ちにJR西日本徳山地域鉄道部を訪問し、雑草対策の要請を行ったところ、要請の趣旨は十分理解されており、国体に合わせて措置を講じたいとの回答をいただきました。

また、議員の御指摘にもございましたように、現状を確認しましたところ、高架下の一部につきましては雑草が繁茂しているところもあり、再度JRへ除草対策を要請したところでございます。私たちは常々JRを利用する者の一人として、防府駅長にも高架下の有効利用につきましては、重ねて要請いたしております。

なお、JRと覚書を交わすことはできないかという御提言でございますけれども、近隣の在来線で高架事業を行っている他市の状況を調査するとともに、JRへ改善要請を行っていく中で、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） 実は私もJRに、去年だったか、当時の都市計画課長と行って、2人の課長さんかだれかよくわかりませんが、とにかく責任者の方に会って、それでこれ

を何とかしてくださいと言ったところ、しっかりとこっちの目を見て、前向きにやりますと、こう言ったんです。ところが、その後ほとんどしてない。ガンコマサの話もあつたけども、私は特に、何線というんですかね、昔、跨線橋がありました、あそこから東側のほうを、今、主に対象としてるんですが、そちらのほうはガンコマサなんか一つも入っておりません。さっき言ったような状態がずっと続いております。

ことしになって恐らく1回も除草してないんじゃないんでしょうか。だから、口ではやるやると言いながら、実際にやらない、これがJRなんです。だから、そういうずるい企業に対しては、執拗に、こちらから働きかけていかなくは絶対に解決しないと思いますので、これから執拗にJRと折衝して、特にことしはもう国体を控えておるわけですから、このような状況が放置されたら、本当に防府は笑い者になると思いますよ。

これは、もし課長、部長のレベルで対応しきれないのだったら、もう市長、副市長さん行って、JRとピシっと、あんた方は何しとるんですか、責任持ってやるべきじゃないですか、これが企業責任じゃないですかと、こういうことを強く申しただいて、早急に解決を図っていただきたいと、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 市長のほうも、直接、防府駅あるいはそちらのほうへ申し入れをしておられるようでございますが、私も仰せのとおり、参りまして、要請は再度、あるいはもう再度してまいりたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） だから、もう要請じゃなくて必ずやらせると、こういう気概で取り組んでいただきたいということを申しておきます。

それでは最後になりましたが、山頭火ふるさと館建設計画についてお尋ねいたします。

これにつきましては、今、内部で場所、規模、つくり、維持管理等について検討されており、本年度に基本計画を策定、24年度に設計、25年度に建設の予定と聞いております。私は山頭火ふるさと館の建設は基本的に賛成です。現在、地域交流センターの中に大村能章とともに山頭火コーナーが設置されていますが、山頭火の出身地としては甚だ物足りない感じがします。

山頭火は全国的に知名度も高くファンも多いことから、独立したやかたを建設し、防府市の魅力ある観光施設として、観光客誘客に活用すべきと思います。

ただし、ただし、管理運営のコスト等については、綿密で慎重な計画を立て、極力財政負担を増やさないう、柔軟な工夫と方法を検討していただきたいと思います。そして基本的に独立採算主義をとることを念頭に置いていただきたい、このことを要望する次第で

すが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 大変簡潔な御質問でございましたんですが、答弁書をいろいろ用意しておりますので、しばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

山頭火ふるさと館の整備につきましては、山頭火ふるさと会をはじめといたしまして、公募委員や関係団体の方々からなります、（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会において、基本理念や基本的な機能、立地場所等について御協議いただき、昨年1月に「（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書」として、取りまとめていただいているところでございます。

この基本構想報告書の趣旨を尊重しまして、山頭火ふるさと館の整備を進めるため、昨年度は庁内における検討協議会を開催しまして、建設場所や建物の規模、資料の収集や展示、管理運営体制、維持管理費等について協議を進めてまいりました。また先般、議会全員協議会において、これまで庁内で協議してまいりました内容について、説明もさせていただいたところでございます。

今年度につきましては、基本構想報告書をもとに基本計画を策定することとしておりまして、有識者や市民の皆様からの御意見をお伺いして、他市の施設の事例を参考にしながら、施設計画、展示計画、管理運営計画等を取りまとめることといたしております。

また、地域交流センター、アスピラートでございますが、中にごございます「種田山頭火の部屋」につきましては、関係者の方々と御協議しながら、基本計画の策定とあわせ、今後の方針につきまして検討してまいりたいと考えております。

議員御指摘の独立採算主義ということでございますが、他市の同様の施設の例から見ますと、独立採算を行うことは大変難しいことと考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり施設の運営に当たりましては、収入を増やす観点からも、市内外から多くの方々に御来館いただけるようにいたしまして、市の財政負担を少しでも軽減できるようにしたいと考えております。

山頭火ふるさと館の建設場所につきましては、以前からお話しいたしておりますように、防府天満宮や宮市本陣兄部家、周防国分寺、まちの駅「うめてらす」など、本市の誇る史跡や観光施設などとの相乗効果が得られる場所ということで、防府天満宮周辺の山頭火の小径に近い場所に建設し、多くの方々に御来館いただきたいと思っております。

また、まちの駅「うめてらす」を拠点とした観光施設等との連携を高めるとともに、周辺においては道路修景整備も進めているところでもございますので、ここに新たな施設を建設することにより、滞在時間の増加が見込まれ、より高い経済効果が期待できるものと

思っております。

次に、管理費や施設費を抑制するための工夫やその方法につきましては、基本計画を策定する中で適正な施設の管理運営方法等も含め十分に検討するとともに、入館料等につきましても他市の同様の施設を参考にしながら、適切な料金体系を検討してまいりたいと思っております。

山頭火ふるさと館を整備するに当たりましては、基本構想報告書に掲げてあります基本理念を尊重し、山頭火を検証し、ふるさとの誇りとして伝え、すべての世代の人が山頭火に親しみ、人々の交流や活動を生み出すふるさと館にするとともに、山頭火のふるさと防府市を全国にPRしたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） 言われることも多少はわかるんですけども、従来から言われておりましたように、こういう箱物を建設をすると、もう必ず後から財政負担をもたらすと、1つつくるたびに市の財政負担が増えるということで、これはもうその点についてはよっぽど考えないと、後世にそういったツケを残していくわけで、そういうものをいかに少なくしていくかということ、これから考えなければいけないんじゃないかというのが私の発想なんです。

文化施設だから金がかかっても当たり前だと、このようなことを軽々しく言う人もいますが、文化施設としなきゃならんというわけでもない、観光施設でもいいわけですが、その辺は余り他市を参考にし過ぎると他市と同じような形になってくると思います。この辺、今後いかに柔軟な運営をしていくかということが求められると思うんです。

例えば、学芸員なんか置くことを考えておられるかもしれませんが、仮にそういった人を置く場合でも、要するに山頭火の歌を理解し、そして山頭火の人となりをよく理解し、そのことを観光客に、来館された方に、しっかりと伝えられる人がいれば十分なわけですから、別に、特に学芸員ということにこだわる必要もないわけです。ですから、そういったところをいかに柔軟にやって、運営コストを下げっていくかということを考えることが、非常に重大ではなからうかなと思います。

今後も恐らくこのふるさと館に続いて、また新たな何かをつくるということも必要であろうと思います。例えば、今、ルルサスの中にある大村能章、これも偉大な防府出身の作曲家でありますし、すばらしい曲を残しておられます。これもああいうところに置いておくのは非常にもったいない話で、こういった方の記念館等も当然考えるべきだと私は思っ



ております。

そういった、今後、次々にそういったものの建設も出てくると思うんです。そのときに今後のモデルとなるような、そういう運営方法というものをここでしっかりと工夫をして、確立をしておくことは非常に重要なことである、このように思うわけです。

確かに完全に独立採算でやるということは、難しい面もあろうかと思いますが、しかし、そうやって、何て言いますか、いろんな建物を連携しながら相乗効果を上げて、全体として観光事業で防府市に幾ら落ちるんだと、そういった、また明確な、明確なというか、予想ですね、試算、そういうものも出していただきたいと思うんです。その辺をお願いしておきますが、そういった運営のあり方等について、もう一度ちょっと歩み寄った答弁をいただけないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は就任以来、箱物のあり方については随分慎重に対処してきたつもりでございます。この山頭火ふるさと館につきましても、基本的には議員とほぼ同じような考え方であると私は思っております。

運営につきましても、今申されたようなことなど、私も概略、頭に描いておることと合致しているところでございますし、大村能章先生をはじめとする多くの文化人の方々や、数々の偉業を成し遂げられた偉人の方々も防府市は多く輩出しておるところでございますので、その方々を顕彰していく方法についても、どのような形が望まれることか、また箱物を建設するという安直な考え方ではなくて、既存の施設を活用しながら、そのような顕彰方法はないだろうかということなども、ごくごく内部での話ではございますが、既に協議をいたしているところでございます。また、これから皆様方にはいろいろなお知恵をちょうだいいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8番、今津議員。

○8番（今津 誠一君） 山頭火ふるさと会ですか、かなり、このやかたの建設も要望してこられました。こういったものの運営についても御協力をいただくというようなことも聞いておりますが、そういった方々の、活用と言うと失礼ですけれども、御協力をいただくということもよろしいのではなからうかなと思います。

それで、この件はちょっと離れますが、今、大村能章の話を出しましたが、やはりちょっと忘れていただきたいのは、伊藤博文と井上馨の富海上陸の顕彰です。日本の近代を築いた伊藤博文、井上馨、これらの功績をたたえた、もうせつかく、山口県の防府市の富海に、イギリス留学から帰ってきて、そして長州の危機を救わんとした、この熱誠というものは、しっかりと後世に伝えていく価値があると思っておりますので、そういったことも合

わせて頭の中に入れていただいで、こういった箱物の建設に当たっていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で8番、今津議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は23番、安藤議員。

〔23番 安藤 二郎君 登壇〕

○23番（安藤 二郎君） おはようございます。最初に2つのことを質問しようと思っています。

まちづくりは人づくり、人材育成の取り組み強化をしてもらいたいという話と、それから雨水による浸水被害対策について、この2件について質問させていただきます。

最初は、まちづくりは人づくり、人材育成の取り組み強化についてお尋ねをいたします。

藤原正彦さんという人がいらっしゃいますが、この人の著書に「国家の品格」という著書があります。この中で述べられています。「今こそ日本人が古来から持つ情緒あるいは伝統に由来する形、こういうものを見直していかなくてはなりません。日本という土地には台風や地震や洪水など一年を通じて自然の脅威が絶えません。他国よりも余計に悠久の自然とはかない人生という対比を感じやすい、そして無常観というものを生み出しやすい風土なのでしょう」と言っておられます。

戦後の日本人が忘れてしまったこうした日本文化の核心を、多くの先人たちが宿っている防府市で再発見しなければなりません。

1点として、防府市民のよりどころを見つけようです。大震災以来、コマーシャルにかわって流されていた金子みすゞの「こだまでしょうか」という詩は、生きとし生けるものの悲しみの中から、生きとし生けるものへの愛と祈りでした。まさに日本文化の核心たる惻隠の情のほかありません。みすゞの心は全国の人たちの心に響きわたりました。そして、みすゞは長門市にとって格好のよりどころとなりました。それはすべての人たちに共有する愛と祈りだったからです。

長門市を訪れる人たちは、みすゞの愛と祈りを生んだまちはどんなまちなのか、楽しみにやって来るのです。防府市にも何か共有できるよりどころがないのでしょうか。山頭火、英雲荘から何かそんなものが発見できないのでしょうか。

そこで質問です。第1点、建設しようとしている山頭火館では、山頭火の何を保存し、何を継承しようとしているのでしょうか。英雲荘では何を語り、何を保存し、何を継承しようとしているのでしょうか。これについて最初の質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からはただいまの御質問のうち、「山頭火ふるさと館」についての御質問にお答えをいたします。

「山頭火ふるさと館」では、何を保存し、何を継承するのかということをございしましたが、「山頭火ふるさと館」の整備につきましては、平成19年から、山頭火ふるさと会の皆様と建設場所や運営方法等について、協議を行ってまいりました。その後、平成21年度に山頭火ふるさと会をはじめとして、関係団体からの推薦委員や一般公募委員、学識経験者等、15名からなる（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会を設置しまして、この協議会において6回にわたりまして、基本理念や基本的な機能、立地場所等について御協議いただいた後、昨年1月に「（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書」として提出をいただいたところでございます。

この基本構想報告書では、「山頭火をうたい、山頭火にしたしみ、山頭火をつたえるふるさと館」を基本理念としまして、顕彰と交流という2つの方向性が示されております。

2つのうち、顕彰という方向性の中に保存・継承機能が掲げられておりまして、個人や団体、関連施設からの寄贈、寄託を受けた資料を適正な環境や安全な体制のもとに管理し、後世に伝えていくこととなっております。

昭和の芭蕉といわれる山頭火が、各地を行乞しながら詠んだ句は、その心の動きとともに現代の管理社会において多くの人々の共感と理解を得ておりまして、その方々の数は年々多くなってきていると実感いたしているところでございます。中でもふるさと防府をしのんで詠んだ句は、山頭火のふるさとへの深い思いが強く感じられるものではないでしょうか。

「山頭火ふるさと館」では、自由律俳句の巨人として、近年一段と注目されている文人としての山頭火を顕彰するとともに、山頭火が心のままに詠んだ句から感じられる心や季語や定型にとらわれない自由律俳句としての文学性など、また、ふるさとをしのんで詠んだ句を通して、ふるさとへの思いを多くの人々に伝えていければと、このように思っているところでございます。

今後とも、山頭火ふるさと会の皆様をはじめ、関係団体や有識者の方々の御意見などをお伺いし、内容をしっかり検討してまいりたいと考えております。

山頭火が生まれた防府市から、山頭火のふるさは防府であるということ全国に発信するとともに、全国から多くの方々に訪れていただける「山頭火ふるさと館」を目指したいと思っております。

あと1点、英雲荘の御質問がございましたが、この点につきましては教育部長より答弁いたさせたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは英雲荘で何を語り、何を保存し、何を継承するのかについてお答えいたします。

「史跡 萩往還関連遺跡 三田尻御茶屋旧構内」として国の史跡に指定されております英雲荘は、平成8年度に建物部分の修理工事に着手し、実に15年の歳月と約6億300万円の巨費を投じて平成22年度に完了したもので、本年9月から皆様に公開を予定しているところでございます。

萩往還は周知のとおり、萩から瀬戸内の玄関である三田尻までを結ぶ約53キロの街道で、毛利藩内における最も重要な街道の一つとして位置づけられていました。その萩往還の終点であり、毛利藩から上方へ向かう起点とも言うべき位置を占めるのが、三田尻御茶屋英雲荘でございます。

三田尻御茶屋は、二代藩主の毛利綱広のとき、承応3年、1654年に新築された藩の公館で、参勤交代や藩内巡視の際の休憩や宿泊施設として、また賓客の接遇、宿泊施設としても使われました。江戸時代中期、英雲荘の名前の由来ともなっております七代藩主毛利重就が隠居した後に、この御茶屋を大改修して住まいとし、三田尻御殿と呼ばれました。

重就は有能な人材を登用し、宝暦の検地を行い、防長四白として有名な紙、ろう、米、塩の生産を進め、特に三田尻塩田を中心とした製塩業に力を入れて、藩の財政を立て直し、萩藩中興の祖と呼ばれております。また、信仰心も篤く、松崎天満宮、現在の防府天満宮ですが、その改修や国分寺の改築も行っています。

さらに重就は文化人としてもすぐれ、三田尻の越氏塾を再興し、藩校である明倫館の分校にしました。また、茶道を江戸千家の祖である川上不自に学び、不自から茶室の図面を譲り受けて花月楼と名づけた茶室を建てています。現在、英雲荘敷地内にある花月楼は、重就が国分寺境内に建てたものを明治時代に移築したものです。

重就の没後、現在の敷地面積の約2倍にも及ぶ広大な敷地に建っていた多くの建物は処分されましたが、十三代藩主毛利敬親のときに改修され、幕末の動乱期、文久3年、1863年の七卿落ちの際には、倒幕派の公卿として有名な三条実美らが、ここ御茶屋に滞在したこともありました。現在、英雲荘本館の2階建ての部分を大観楼と呼び、三条実美書の扁額も残っております。

また、毛利藩だけでなく、土佐藩の中岡慎太郎をはじめ、諸藩の志士たちが会合を持つなど、三田尻御茶屋は幕末維新の重要な舞台ともなりました。

御茶屋の歴史、七代藩主毛利重就にかかわる遺構、幕末維新の事跡、大名家が伝えた茶の湯の文化、御舟倉や石造燈台を含む三田尻のまちとのかかわり等々、現在残っている英雲荘の遺構は、これら多くのことを物語るふるさと防府の貴重な文化遺産であり、今に生きる私たちの責任において、後世に長く伝えるべきものであると考えております。

今後、こうした英雲荘の実に350年にもわたる時代背景の中で、まさに防府発展の象徴ともいえる数々の偉業を伝承するとともに、文化遺産としての保存継承に努め……。

○議長（行重 延昭君） 教育部長、答弁の途中ですが、質問の要旨だけに答えていただくようお願いいたします。英雲荘の歴史を問うておるわけではございませんので、よろしく申し上げます。

○教育部長（藤井 雅夫君） 文化遺産としての保存継承に努め、一人でも多くの方に気楽にごらんいただけるよう、積極的に宣伝を行い、市民や観光客の皆様にご覧いただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） そうような説明をしてるから、市民は納得できないわけです。要するに英雲荘では何を語るかって、英雲荘はどうであったかという説明をするわけじゃないんです。何を聞いていただきたいかということ語るんです。

最初のいわゆる山頭火の話ですけど、これも全く、今、美辞麗句を市長さん、並べられましたけれども、全くその問いに答えていない。要するに非常に難しい問題なんです。山頭火の文学性について語れと言ったら、30分じゃ語れません。1時間ぐらい……。しかし、その30分で語れないものを語るのが市長さんです。だからそういう文学性はどうか、あるいは山頭火が見た防府のふるさととはどんなふるさとだったのか、句の中から説明してもらったら、山頭火が、ふるさとというのはこういうことを思ってたんだなど、だから我々は共有感がある、わざわざ私はみずゞを出した。みずゞは何を言ったかと、人間の深淵に潜んでおる愛とか祈り、こういうものを語ったと言ったじゃないですか。だから山頭火では何を語るのかと。大体、本物を保管して、承継していくなんて、とんでもない話。山頭火の価値は何かって、歌にあるわけですから。歌を保存して、しかもそれを継承することなんです。その歌を保存して継承するのに、何でやかたが要るんですか。そのまづ第一歩からよく検討されて、先へ進んでいきたいというふうに思います。

それから、英雲荘につきましても、今、長々と述べられたようなことではなくて、何を継承したいのかということをはっきりと検証して、それからかかっていたきたい、そうしないともうだれも来ませんよ。そのためには、都計審でわざわざ三田尻公園を一体公園として歴史公園としましたと、そうすると英雲荘の価値観を高めるために三田尻公園を一

体化したわけですから、これをどういうふうにするのかって、今から物すごい大事な仕事もあります。そういったことも含めて、いかに英雲荘の価値を高めていくか、その辺をきちっと検証していただきたいということ。

続きまして次の問題に移ります。

本格的な人材育成プログラムを構築しようということですが、本市の本格的な人材育成プログラムというのは実は余りないわけで、私が気がついた範囲では2つのプログラムについて検証していただきたい。

第1点は生涯学習プログラムです。これはどのような目標を持って、成果がどうであったかということが第1点。

第2点は、防府市青少年育成市民会議というのがあります。これでもって「家庭の日」のチラシをたくさんつくっております。私がこの会議に参加してからずうっと、私10年になりますが、ずっとチラシをつくり続けています。チラシというのは啓発です。ずうっと啓発し続ける、啓発の次は実践がないとだめなんです。啓発しっぱなし、で、その検証、それで子どもたちはどう変わったか。

次に、いわゆる人材育成ということで、先ほどちょっと今津さん、申されましたけれども、何は言っても防府にはたくさんの賢人たちがいます。そういう意味で、賢人を学ぶ場としては、もう最適なわけです。先月5月17日、桑山のほうの大楽寺で、楫取素彦という人の墓碑の除幕式がございました。市長さんもおいでになって、立派なあいさつをされて、すばらしいなというふうにして聞いておりました。

こういうことがありましたけれども、この人の御活躍を今さら説明するものでもないことですが、大正元年に三田尻岡村において享年84歳で御逝去されておりますけれども、葬儀には勅使が来られたということでもあります。いかにすばらしい人間であったかということがわかります。防府にまた一人の賢人があらわれたということになります。

さて、防府の賢人を語るには、先ほど今津議員も言われた伊藤博文あるいは井上馨の話もありますが、まず三哲を言わなきゃいけないだろうということなんです。

三哲とは皆さんも御存じのとおり、三哲文庫の三哲。三哲は吉田松陰、それから乃木希典、それから品川弥二郎と、こういう3人が三哲ですけども、この図書館跡地に、防商の横ですけど、ここに上山満之進という方の、三哲文庫を建てられた人の顕彰碑があります。その中に何て書いてあるかということ、市民の皆さんはこの3人の哲人を見本にして、習って、いそしんでくださいということを満之進さんはずっと言っていましたよということが書かれております。片仮名文で非常に読みにくいですけども、そんなことが書かれております。

この上山満之進という方は、昭和13年にお亡くなりになりましたけれども、遺族の御意向によりまして、昭和15年に三哲図書館が竣工しまして16年から開館しております。その後、第二次世界大戦の影響によりまして、昭和21年に、これは議会の決定によりまして、三哲文庫は防府図書館というふうに改められたというふうになっております。

実はそれが建てられて10年、昭和30年の8月15日付で、満之進さんの奥さんの千代子さんから巻紙の封書が上山忠男さんのもとへ届いております。それは何かと、三哲文庫の名をどうしても復活してくださいという切々たる思いを込めた封書をいただいております。この書状を見せていただきましたけれども、本当に涙あふれる思いでございました。

ところで、皆さん御存じでしょうか。日本の皇室には名字がありません。御存じですね。日本の皇室は姓を持たない唯一の君主でございます。どういうことかということ、全く皇室が交代していないということの意味しておる、いわゆる万世一系ということでございますけれども、これはそのまんま先祖をずっとさかのぼっていきますと、ついに神話に至るということでございます。

何を言いたいのか、だからこそ我々は先人の賢人たちをちゃんと学ばなきゃいけないわけです。だから学ばなきゃいけないんです、我々は。そこに積み重なったすばらしい知恵がたくさんあるわけです。そういう意味で防府には、菅原道真、俊乗坊重源、毛利重就、河野養哲あるいは楫取素彦、伊藤博文、井上馨、こういった賢人がたくさん思い出を残しております。

そういった意味で、こうした、今——そこで、先人を学ぶという点においては、ここでは、防府では事欠きませんので、私たちはこうした賢人たちを学ぶ中で、先ほど申しました防府市のよりどころ、そんなもの、ひょっとしたら見当たるかもしれません。そういうことで、ぜひそういうふうな人たちを学ぶ場をつくっていただきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、今回の質問に際して上山忠男さん、これは上山満之進さんの本家筋に当たる方ですけれども、今、岡村町に住んでいらっしゃいますが、大変今回お世話になりました。この席をおかりしまして、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。御返答、よろしく。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 本格的な人材育成プログラムを構築しようとの御質問についてお答えいたします。

最初に、生涯学習では何を学んでいるかについてでございますが、本市におきましては

平成12年3月に防府市生涯学習推進計画を策定し、防府市らしい、「いつでも、どこでも、誰でも、学びたいことが学べる生涯学習社会」の実現を図るため、「さまざまな生涯学習の機会づくり」、「ほうふな生涯学習の場づくり」、「ひとりひとりがきらめく人づくり」、「生涯学習推進の体制づくり」を4つの柱として、各地区での生涯学習推進協議会の立ち上げ、放課後子ども教室の実施など、計画策定以来10年間、生涯学習の環境づくりに取り組んでまいりました。

この間、平成18年には、教育基本法に、生涯学習の理念についての条項が新たに盛り込まれ、また、平成20年の中央教育審議会の答申では、生涯学習の振興方策の柱として、国民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援と社会全体の教育力の向上が挙げられるなど、生涯学習を取り巻く状況も大きく変わってきております。

このような生涯学習を取り巻く社会情勢の変化や施策の動向を踏まえ、今年度新たに策定する第二次生涯学習推進計画では、「豊かな学びでつながる人と地域が元気なまち防府」を基本理念に掲げ、「いつでもどこでも学べる環境づくり」、「ひとりひとりがきらめく人づくり」、「学びを通じてつながる地域づくり」の3つの基本方針を柱とすることを検討しております。

現在、計画を策定する中では、生涯学習の目標を、市民のだれもが、いつでも、どこでも、自分自身の目的に沿って、生涯にわたり主体的に学ぶことができるとともに、豊かな学習活動を通じて、みずからを高めながら、人や地域とのつながりを深め、学習の成果を地域づくりに生かすことができる、活気にあふれる元気な生涯学習のまちの実現と考えており、このことは新しい時代の流れに沿った生涯学習の推進につながることはないかと期待するところでございます。

次に生涯学習の成果としては、ボランティア団体やNPO団体など、市民が主体となって、自主的に活動される団体の増加、市民のボランティア意識の高まりと自主的な参加、また、友人・知人が増え実践力や行動力を身につけられたこと、市民みずからが学ぶ大切な課題を新たに見出され、向上心を持たれたこと等々が挙げられるのではないかと考えております。

次に、「家庭の日」のチラシの効用についてお答えいたします。家庭は親子で過ごすことにより、家族のきずなを形成し、自立心や社会性を身につける大切な場と考えておりますが、近年は家族構成や生活様式の変化に伴い、親子で過ごす時間が減少してきております。こうした中で、「家庭の日」運動は、社会全体が家庭の果たす役割の重要性を認識し、家族が触れ合い、きずなを深めることを目的とした運動で、山口県の「子育て文化創造条例」では、毎年一定期間、「家庭の日」の趣旨について啓発活動を行うことを定めており



ます。

この「家庭の日」運動推進事業は、平成2年に設立されました防府市青少年育成市民会議の重点項目事業として、チラシ配布やのぼり作製などの啓発活動が実施されており、生涯学習課が事務局として活動の支援を行っております。

なお、本市におきましては、山口県が推奨しております第3日曜日を「家庭の日」とし、その日に家族みんなで一緒に食事やスポーツをしたり、ボランティア活動に参加することなどの周知を行っております。

また、市長の指示により、市主催の行事の開催につきましては、さまざまな配慮をしておりますし、市内事業所等にも御協力をお願いしているところでございます。

「家庭の日」のチラシ配布の効用につきましては、平成21年2月に防府市青少年育成市民会議が実施しました青少年健全育成アンケートの結果では、小・中学生は41.0%、大人は79.9%の方が「家庭の日」を知っていると回答されており、「家庭の日」の周知はある程度行き渡っているものと考えられます。

また、「家庭の日」の過ごし方については、小・中学生の21%が家族と過ごすという回答で最も多く、次にテレビ、それから家の外で遊ぶという順番になっています。しかしながら、中学生だけを見ますと23%が「家庭の日」に部活動を行っているとの結果が出ており、今後も部活動の指導者等に理解を求めていく必要があると考えております。市といたしましては、家族と一緒に過ごす機会を増やしていただけるよう、引き続き防府市青少年育成市民会議と協力し、チラシ配布による啓発や環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

最後に、三哲を含む先人たちを学ぶ場の構築についてお答えいたします。

先人の業績や志を学び、歴史や文化を理解することで、ふるさとへの誇りや愛着が高まり、地域の一員であることの自覚と地域の人々との連帯感が生まれます。このことは豊かな人間性をはぐくむ教育として、重要なことであると認識しております。本市におきましても、さまざまな分野で偉人を輩出しており、先人たちが築いてこられたふるさとの文化や歴史への理解を深めていただくため、図書館や文化財郷土資料館において、郷土資料の展示やセミナーの開催、「ほうふWeb歴史館」開設などを行っております。

また、小・中学校では、道徳教育の充実を図るため、先人の生き方や考え方などを各学校で編集した地域素材を生かした道徳教育の資料集で取り上げ、授業に活用しているところでございます。

若い世代の人たちに対し、防府市ゆかりの先人たちを学ぶ場をつくって学んでいただくことは、将来を担う人づくりを進める上で重要でございますので、できればそうした場を

市の施設につくることが視野に入れて、今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） 人材育成プログラムに対して、積極的で前向きな御返答をいただきまして、ありがとうございました。

1つだけ申しますが、「家庭の日」のチラシですね。チラシは大体第3日曜日が知れ渡ったと、で、実際に家族と過ごしたかというので、小学生は20%だった。20%というのは実践は伴っていないという話になるわけですけど、大体小学校のお母さん方に聞いてみますと、「防府市はすぐに行ける広い公園がないでしょう。だから一緒に行けないんですよ」という話がたくさん出てきます。

そこで、1つ提案をいたします。卸し団地の東側に9万平方メートルに及ぶほったらかしの土地があります。これはある企業が持っております。既にその企業はいなくなるであろう企業ですけれども、この企業が持っていて中に何が入っているかわからないから、建物等、建てる場合は、土の入れかえをしないと使えないんだと。だから、防府市の場合も企業誘致のための敷地としては適さないというような結論を出しているようだけれども、何も建物を建てるばかりが能ではありません。

そういう子どもたちのために広場をつくったらいいじゃないですか。上だけを使ったらいいんですよ。9万平方メートルですよ。サッカー場は大体1万平方メートル、100メートル、100メートルあれば一面とれます。全部とれば9面できます。防府市にはまだサッカー場が1つありません。ここで9面とることはないから、2面でも3面でもとったらいいじゃないですか。そしてスポーツセンターからそこに行けばそこで自由に子どもたちが遊べる、そういう環境をつくったらどうですか、表面だけでいいんです。中をよく調べてください。表面で遊んでる人たちに危害を与えるような中身は入っておりません、下調査によりますと。ですから、きちんとその辺も調査されて、できれば子どもたちのために、あそこの土地をどうしても市として取得されて、子どもたちのために開放されたいかがでしょうか。どう思われますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 企業の跡地利用ということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

これまで今御提案のありました土地につきましては、かなりの回数にわたりまして企業さんのほうといろいろお話をさせていただいております。また、県と一緒に、広島のほうにもお伺いして、お話をいただいている中で、一応、当面、どういったらいいですか、今の時点での売買の予定はないと。今後、売買するに当たっても一応、当面は公募、いわ

ゆる競争入札ですね、そういったものも考えておりますというような御回答を今現在ではいただいているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） 積極的な活用の方法を考えてください。よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移ります。雨水による浸水被害対策について。

近年、防府市における雨水の流出状況は、河川や水路の排水能力をはるかに超える状態が頻繁に生じております。それは、1つは降雨量の増大であり、もう一つはまちの市街化の進展による地下浸透力、保水力の低下、この2つの要素によって、排水能力を超えることになってまいりました。

特に、直近の浸水被害を見ておられますと、降雨規模が時間当たり70ミリ前後、下水道の計画目標である10年確率の降雨は55ミリに設定されておりますので、これをはるかに超過しております。

このように自然環境及び生活環境の著しい変容の中で、これまでも種々の浸水対策が講じられてまいりましたけれども、依然として、多くの市民の不安を取り除くには至っておりません。

浸水被害対策には、大きく3つの視点をとらえておかなければいけないと思います。1つは、防府市全体を俯瞰した総合的な雨水計画をもう一度見直すこと。2つ目は、これまで蓄積されている浸水被害データを把握分析して、より適切でワンポイント的な対策を講じていくこと。3つ目は、市民自らの手による雨水対策を講じること。この3点に絞られるのではないかと思います。その点について、順を追って質問をいたします。

第1点、これまでに認可されている公共下水道雨水計画はどのように推移しているかということですが、防府市の総合的な雨水計画として、余りよくは知られておりませんが、公共下水道雨水計画という計画があります。どうもこれは昭和52年に立てられたようですけども、これは汚水計画とセットで国に認可されたものでありますけれども、汚水計画につきましては着実に実行されてるようですけども、雨水計画については、必ずしも計画どおり実施されてはおりません。そこで、当該計画について、その整備状況の経過について、また、その後の見直しについてお尋ねをいたします。

第2点目は、いわゆる近年におけるまちの形状変容に伴う浸水被害データは蓄積されているかどうかということについてお尋ねをいたします。近年の宅地造成、郊外店舗などによる土地開発によって、市街地周辺のまちはすっかり変容、地下浸透力、保水力を失い、雨水の流出が加速されている状況にあり、浸水被害などが頻繁に起こる原因となってまい

りました。そこで、近年における被害データを被害データマップ、あるいはハザードマップとして蓄積をして、対策に資するべきではないでしょうか。

また、さらにはそれらを分析した上で水路の拡幅、分離、バイパス水路等、ワンポイント的な対策を講じていくべきではないかと思われませんが、いかがでしょうか。また、そのデータは、これまでにどの程度蓄積されており、また、被害マップあるいはハザードマップの分析はどの程度進められているのか、お尋ねをいたします。

第3点としまして、市民自らの手による雨水対策はどのようなものがあるかということですが、浸水被害については、公共による対策もさることながら、市民一人ひとりの協力によっても、ある程度解決できることがあることも認識しておかなくてはなりません。

降ってくる雨をとめることはできませんけれども、降ってきたものをどこかでとめてしまうことはできます。最も効率的なものは、最も単位の小さい家単位でとめてしまうこと。あるいは会社1社の単位でとめてしまうこと。そうすれば、公共の水路に負担をかけずに済むということになります。

こうした試みは、多くの地域で紹介がされております。もちろん、そのためには市民がこぞって協力しなければならない。例えば、戸建て住宅でいえば、雨どいに接続して浄化槽の集水施設へ転換すること。あるいは、新たな集水施設を設置する。あるいは透水ますの設置、駐車場の透水性舗装の活用などがあります。こうした戸建て住宅につきましては、全国の自治体で助成制度もあるようですが、現状について御紹介ください。

また、大型店舗等の駐車場、道路等への透水性舗装を施す。特に、新たな開発道路については、透水性舗装を標準仕様とするといったことを考えてもいいんじゃないでしょうか。

また、新しく開発されたものとしましては、ある程度の広さのある駐車場におきましては、プラスチック製の組み立て式の貯水槽といったものも開発をされております。研究課題ではないでしょうか。また、公共施設である学校、公園等も、一時貯留槽等を設置して、雨水流出の調節機能を持たせたらいかがでしょうか。

以上、御質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

地球温暖化が叫ばれ十数年が経過し、昨今のエルニーニョ現象やラニーニャ現象などによる異常気象が頻繁に起こりまして、ゲリラ豪雨など局所集中的な豪雨が全国各地で頻発しているところでございます。こうした地球環境の激変の中で、これからの季節に発生する台風につきましても、年々大型化し、被害も増大することが懸念されております。

本市といたしましては、これまで多くの浸水被害対策として、河川改修や水路の整備を進め、低地帯の排水対策として、数多くの雨水排水機場の建設を行ってまいったところでございます。

御質問の公共下水道・雨水計画でございますが、昭和52年に現浄化センターが供用開始した当時の認可区域の汚水と雨水の排水計画がなされ、その後、段階的に認可区域を拡大してきております。これまで汚水につきましては、計画に沿って着実に整備され、市街化区域の大部分について完了をしてきているところでございます。

雨水につきましては、これまで市内の浸水被害が頻繁に起こる地域を重点的に、雨水計画とは別途に、都市下水路整備事業や防府基地周辺障害防止対策事業などによりまして、浸水対策のための河川改修や雨水排水機場の築造などを実施してまいりました。

雨水計画につきましては、ことし4月に河川港湾課に雨水計画係を新設しまして、これまでの計画について、現計画とその計画区域の現地状況との整合性を図りながら、認可変更までを視野に入れた全市的な見直しを現在考えているところでございます。

また、公共下水道の雨水に関する整備でございますが、防府駅前の区画整理事業実施に合わせ、同地区内の雨水管渠敷設など、部分的な整備を行っております。また、現在、勝間第二排水区について認可変更、事業再評価を経て、山口県の高潮対策事業で築造されるポンプ場と合築で、雨水排水のための新しい勝間ポンプ場の築造及びポンプ場への導水路として、貯留機能を持たせた雨水排水路を平成20年度から施工しております。

今後は、新たな雨水計画に沿った形で、公共下水道の雨水について整備していく必要があると存じます。

次に、2点目の浸水被害データの蓄積、適切な整備計画の立案、早急な対策についての御質問にお答えをいたします。

近年、市街地をはじめ調整区域にまで多くの宅地や事業所、大型店舗などの開発が進み、従来は水田など貯留機能を満たしていた土地が減少し、近年の集中豪雨などにより、雨水が、急激に付近の河川や水路に侵入するようになりまして、排水能力を超えるような現象が多発しております。

市街地を流れる河川や水路のおおむねすべてが、農業用の用水路として使われておりまして、5月下旬から9月末あたりまで、市街地の河川や水路は満水に近い状態で農業用水が流れているのが現状でございます。この状況で、河川や水路に雨水が流入した場合、当然のことながらあふれてしまいます。

対応策といたしまして、防府土地改良区や関係の水利組合の方々の御協力を得まして、

降雨の前に佐波川総合堰の閉門や、各主要水系の取水ゲートなどを操作して、農業用水路の水位を下げ、雨水の流入断面積の確保に努めておりますが、今後ともさらなる御協力をお願いしてまいりたいと存じます。

過去、最も浸水被害が多かったのは、平成21年7月21日に、時間雨量にして72.5ミリの豪雨により被害が発生したときでございます。このときの浸水被害地区等のデータは、ある程度蓄積しております。

これまで本市では、佐波川ハザードマップや柳川・馬刀川ハザードマップなどを作成しておりますが、これらのハザードマップは、主に堤防決壊や越水などによる浸水被害を想定のもとに作成されております。御指摘のように、降雨に対する浸水被害は比較的頻繁に起こっておりまして、このことへの対策は急務であると考えております。

現在、河川港湾課において、内水ハザードマップ作成の前段として、過去の浸水被害のデータ収集などを行い、浸水被害想定図作成の準備を進めておりまして、多数の被害戸数が想定される地区から順次作成を進め、被害の原因分析や解決策の検討を行いたいと考えております。

また、今後は原因の分析結果をもとに、御提案のように、バイパス水路や放水路、分水など有効な対策を講じていきたいと考えております。特に、都市基盤河川勘場川放水路河川改修事業により、牟礼東部地区の浸水対策として、ことし3月に放水路工事が完了しまして、5月の降雨で成果を発揮したところでもございます。

続きまして、3点目の市民自らの雨水対策やそのための補助制度、また公共施設等での貯水槽の対策についてお答えをいたします。

本市といたしましても、これまで浸水被害に対しまして、できる限りの公共事業で、河川・水路改修及び整備を進め、低地帯の排水対策として数多くのポンプ場、いわゆる雨水排水機場の建設を行ってまいりましたが、御存じのように、宅地化の進展などによりまして、年々雨水の流出量が増加し、既存の河川や水路の排水能力に不足が生じている傾向となっております。

本市といたしましては、今後とも浸水対策に対して、雨水計画や河川及び水路の改修整備を進めてまいりますが、限られた予算で執行するため、都市化の進行速度にどうしても追いついていけない状況でございます。

そこで、本市の改修・整備と並行して、市民の皆様自らが行っていただけるような雨水対策といたしまして、各家庭及び店舗や事業所などで雨水を貯留するタンク、雨水浸透ます、並びに議員御提案のように、比較的面積の大きい店舗などの駐車場、あるいは新規に開発される宅地造成地の開発道路などの透水性舗装による雨水の地下浸透などが考えられ

ます。雨水も、言い換えれば天然資源でございますので、貯留し再利用すればエコライフにもつながり、また突発的な断水などの場合でも、一時的にはトイレの洗浄水などにも利用できるものでございます。

ちなみに、このたびの東北の震災において、ある断水地区では、ドラム缶を加工して雨水の貯留タンクをつくり、トイレの洗浄水などに利用している様子がテレビで放映されていたところでもございます。

また、各家庭や事業所・店舗などで貯留もしくは地下浸透をさせることで、周辺の河川や水路への急激な雨水流入を抑制する効果もございますし、河川や水路へ雨水の流入を抑制することで、現況河川や水路の排水能力が保たれば、改修・整備費用の抑制にもつながり、財政負担の軽減ともなるものでございます。

したがいまして、浸水被害が頻繁に起こる地域の市民一人ひとりの御協力により、一カ所でも多く雨水貯留タンクや雨水浸透ますなどの設置及び店舗や事業所などの駐車場の透水性舗装を行っていただくことは、非常に有効な手段と考えております。

また、現在は公共施設にこのような設備は設置しておりませんが、雨水貯留槽の設置及び公共事業で行う舗装を透水性舗装に変更するなど、雨水対策に配慮することも極めて重要であると考えております。

本市といたしましても、他の自治体の状況や補助制度内容などを参考に、設置・施工に対しまして、補助制度の充実強化の実現に向けて、調査・研究に早速取りかかりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） 大変前向きな御返答をいただきまして、大変ありがとうございました。ちょっと再質問をさせていただきます。

最初の、例の昭和52年にでき上がりました公共下水道雨水計画を見直すということで、認可変更も視野に入れた全体的な見直しをして、新たな雨水計画に沿った形で下水道課のほうから河川港湾課のほうに移して仕事をやるということになっているようですが、これは何か意味があってやられたのか、そういったきちっとした陣容はできているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） ただいまの御質問でございますけれども、ことし4月の組織統合によりまして、水道局と市の下水道部門が統合されまして、その結果、河川港湾課に雨水計画係を新設し、雨水計画部門の業務担当部門を変更いたしております。

これは、雨水計画全体についての見直しに当たっては、河川港湾課所管の中小河川や水路との整合性を図ることが重要であろうということの判断からでございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） 河川港湾課でやるということになりますと、かなりの人員と、そして、52年のときの計画書を見ましたけれども、相当膨大な計画をつくらなきゃならないというふうなことで、かなり時間も要すると思いますので、しっかりと陣容を固めて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、次に、この当初の計画とは別に、実は先ほどちょっと市長さんの説明からありましたけれども、市内には各所に排水機場、ポンプ場が設置されております。その排水機場、ポンプ場が、今どのように市内で分布されているか、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 現在、下水道整備課及び河川港湾課の所管の排水機場につきましては、東は富海から勝間、新田、田島、中関、大道までの広域にわたり、全体で15カ所ございます。内訳といたしましては、公共下水道事業のポンプ場が7カ所、基地障害防止対策事業のポンプ場が7カ所、都市下水路としてのポンプ場が1カ所、そういうふうになっております。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤委員。

○23番（安藤 二郎君） このポンプ、これはどの程度の排水能力があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 全体の排水能力でございますけれども、トータルで毎秒97.4立方メートルとなっております。各施設の設計におきましては、時間雨量にして55ミリ程度でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） ちょっとした情報によりますと、大体50ミリで、この防府平野に降る降雨量、約230立方メートル、今、ポンプが91か2というふうなことで、これはとてもじゃないけど一遍に70とか100とか降れば、当然もたなくなる。これは単純にポンプだけの計算ですので、それに入る導水路、あるいは貯水槽、それを加えますので、計算は単純にはいきませんが、何とかいっていただいてもそれだけのまだ不十分な点があるということで、特にポンプはかなりの量をやってますが、導水路あるいは貯水槽、



その整備、それについては、今の排水計画の中で十分検討されてやっていただきたいというふうに提案をしておきます。

それと、当初の計画で雨水幹線ですね。幹線になるものは、都市計画道路に敷設するんだということ。例えば今、3メートル500だったと思いますが、くらいの大きな管がスポーツセンターの西須賀交差点、バス通りですが、そこでとまっておりまして。とまっているのはなぜか。いろんな意味がありますが、都市計画道路の進捗状況に応じて、あれは伸ばしていくという予定でしたけれども、実はとまっているわけです。ですから、都市計画道路と、もともとそういった幹線の排水路を整備していこうというのは、もともと同時に行うことになかなか無理があったというふうな気もいたします。

それで、今後、都市計画道路に配置していこうとする幹線排水路、これはどういうふうな考え方で進めていこうとされているかお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 都市計画街路に計画されておる雨水幹線ということでございますけれども、公共下水道事業も都市計画に基づいた事業でございますので、都市計画街路を前提とした計画を作成いたしておりますけれども、これから行う雨水計画の見直しにおいては、都市計画道路との整合性に配慮をしながら行うのはもちろんでございますけれども、現状に即したものも必要であろうというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） よく検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、いわゆる浸水被害に遭った部分について、最初はハザードマップまで、内水ハザードマップと表現されましたけど、ハザードマップまでいくには時間がかかるというふうなことで、浸水被害の想定図作成ということで今から取りかかるというふうなことを言っておられましたけれども、これは大体いつごろを想定して考えていらっしゃるかの御説明をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 浸水被害想定図の御質問でございますけれども、現在、河川港湾課において、過去の浸水被害箇所などのデータ収集や整理を行っております。作業の進捗にもよりますけれども、平成24年度、もしくは平成25年度に、浸水被害想定図の作成に取りかけられるのではないかとこのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） そうしますと浸水被害想定図、これができると、浸水対策の整備、どこに何をやるかという整備計画もでき上がるということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） そういったものも可能になろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） 今、人手のこともあるでしょうからはっきりは言えませんが、24年度から25年度の間に何とかしますという話がありました。できるだけ早急にこれはまとめられて、できれば24年度には、非常に被害の多いところについては対策を講じるというふうなことで、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、実は市民による雨水対策の協力ということは、非常に今たくさん手段が、全国で見ますとたくさん手段がとられようとしております。全国の自治体でもいろんなところで補助制度もあるんですけれども、今、補助制度がされております自治体の状況はどんな状況か、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 補助制度の全国の自治体での実績とのことでございますけれども、把握している限りでは145の自治体で補助制度を設けておるというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） えらい簡単な御説明でしたけど、145自治体ですけど、山口県はないんですね。広島県と岡山県はあるというふうなことで、ちょっと調べてみますと、この辺ですと丸亀市とか、倉敷市とか、飯塚市、高松市等があるんですが、一番今、私が調べた範囲で多いのは高松市。これは人口がかなり多いんで、40万人ぐらいおりますので、大きいんですけど、平成9年から21年で、大体1トン以下で500基、大体1トン以上で100基というふうな具合に、相当な実績を上げております。

同じようなところで、丸亀が11万人ぐらいですけども、これは平成17年から22年を見ますと、大体10基前後の補助を出しておられるというふうなことでございます。大体、上限が5万円から3万円というふうな状況で、補助制度を出されているようでございます。

それから、市長さんも、説明で出ましたけれども、実は舗装のですね、透水性舗装をしたらどうかというふうなことがありました。これについては、今後、大きい開発だとか、大きい店舗の駐車場等については、ぜひ採用させていただいたらどうだろうかというふうなことがありましたが、透水性舗装というのはどのぐらいの単価、普通の舗装とどのぐらい違うのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 舗装の単価でございますけれども、一般的に行われている舗装が平方メートル当たり約1,300円から1,400円ぐらい。透水性舗装につきましては約2,000円程度というふうになっております。

○議長（行重 延昭君） 23番、安藤議員。

○23番（安藤 二郎君） そうしますと、ある程度市からの補助をいただければ、どの企業だってみんなやってくるんじゃないかというふうに思います。ああいう広いところの駐車場なんていうのは物すごい量ですからね。あれが透水性になってまいりますと、相当効果を上げるんじゃないかというふうに思いますので、期待をしております。

それで、これらは開発申請のとき、それから確認申請、いわゆる個人住宅を申請するときの確認申請のとき、そういうときに、そういうことがありますよということをきちんとPRする。あるいはまた、設計士に対して、こういうことがありますよということをPRして、設計にそれを入れてもらうというふうなことが、今からは非常にいいことじゃないかというふうに思います。

先ほど市長さんも、補助制度についても前向きに検討すると言っていると思いますので、そういうPRの手法も——PRという言い方、あんまり今はよくないのかな——そういうこともひとつ十分に対策を講じていただきたい。それによって、公共下水に負担がかからないような手法をいろんな形でとっていききたいものだというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、23番、安藤議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。お疲れでした。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、16番、大田議員。

〔16番 大田雄二郎君 登壇〕

○16番（大田雄二郎君） こんにちは。明政会の大田雄二郎でございます。3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、通告の順に従い質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に、市クリーンセンターの廃棄物処理施設建設事業についてお聞きします。5月

10日の大雨で、クリーンセンター南側の市道築地横入川線が水没し、市民に迷惑をかけているので、市民の安全・安心のための市道対策についてお聞きします。

5月10日、火曜日の大雨の日は、大雨注意報から大雨警報になり、事務所で待機していたところ、新田の自治会長と市民から、クリーンセンター南側の市道築地横入川線が水没し、危険な状況なので現地を見てほしいとの電話がありました。すぐに出動し、自治会長と市民を乗せて一緒に現地に行ったところ、私の四輪駆動車でも通れないほど市道が水没しており、車から降りて長靴で通ることも不可能な状況でした。現地は通行どめ規制がされておらず、夜遅くなったので市への連絡を翌日することにして解散し、翌日、現地確認に行くと、市のカラーコーンが置いてあり、通行どめ規制がされていました。この件についてお聞きします。

次に、昨年8月24日に市クリーンセンターが実施した地元説明会で、市民から出された雨水対策の要望に対して、市は再度地元説明会を開催することと、流末の新田ポンプ場のポンプを1基増設する件についてお聞きします。

3番目として、焼却炉等の建設計画は、隣接土地所有者の市民に対して何の配慮もなく、意見も聞かずに進められてきており、配置計画も近隣住民のすぐ近くに予定されている。また、バイオマスと称するメタンガス発生施設と焼却炉等があり、爆発のおそれ、熱、臭気、騒音、振動等、危険性のある施設であり、市長等は、市民の安全・安心を考えて、配置計画と安全性を再検討することについてお聞きします。

それでは、1番目の質問について、終わらせてもらいます。

○議長（行重 延昭君） 大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、クリーンセンター南側の市道についての御質問でございますが、去る5月10日の大雨の際に水没をいたしました道路は、8月1日以降に廃止を予定している道路であり、7月末までは使用する旨、関係自治会や地元にご説明いたしておりますので、今後も雨で再び水没する危険性が生じた場合は、直ちに通行どめの処置をいたしてまいりたいと存じます。

次に、市クリーンセンターが実施した地元説明会で、市民から出された雨水対策の要望についての御質問にお答えいたします。

現在の市街地における雨水計画は、昭和50年代に計画し整備されたものでございまして、道路整備や都市化による土地の形状変更が進んだため、現在、今後の浸水被害の解消に向けて、新たな雨水計画の見直しに取り組んでいるところでございます。

排水が悪い地域や地盤が低い地域につきましては、排水路の拡幅やバイパス水路の検討、道路や公共用地内への雨水地下一時貯留タンク設置の検討など、今までの降雨状況を検証し、雨水計画の見直しを行い、整備方針が整いましたら、地元説明会等で御説明させていただきます。

続きまして、新田ポンプ場のポンプ増設に関する御質問にお答えします。新田ポンプ場は昭和53年から現在まで、4基のポンプで毎分570トンの排水能力を有するポンプ場として稼働してまいりました。このポンプ場の受け持つ遊水池に流入してくる雨水の排水は、現在設置してある4基のポンプで十分可能な状況でございます。なお、新田ポンプ場は、排水能力が最大950トンまで対応できるよう、排水能力毎分380トンのポンプをもう1基設置することが可能な建物となっておりますので、今後、排水能力を増やす必要が生じた場合には、ポンプを増設し、対応したいと考えております。

次に、廃棄物処理施設建設計画の近隣住民の方々への説明についての御質問でございますが、平成19年12月及び平成22年8月に地元説明会を開催し、御理解をいただいているところでございます。また、隣接事業者や隣接住民の方々に対しましても、平成20年5月に御説明をいたしまして以降、引き続き説明に出向いております。さらに今後は、今年7月に、工事着工に伴う地元説明会を行うこととしております。

次に、新施設における安全性についての御質問でございましたが、防府市クリーンセンター整備・運営の要求水準書において、法律上の安全基準を遵守するよう要求しておりますことから、基準以上の安全性を備えたものとなっております。

いわゆる環境面における臭気につきましては、悪臭防止法や山口県悪臭防止対策指導要領の基準を遵守したものでございます。また、騒音につきましては騒音規制法、振動につきましては振動規制法、排ガスに関する基準といたしましては、大気汚染防止法や山口県公害防止条例及びダイオキシン類対策特別措置法などの各種の規制、基準等を遵守し、法律上の基準以上の環境性能での運営を行うことができるものと考えております。

特に、御指摘のガスホルダーに関しましては、ガス事業法上のガス工作物として、ガス事業法に関連する「ガス工作物の技術上の基準」、かつ経済産業省の「メンブレンガスホルダーに係るガイドライン」に準拠してございまして、法規制に従った耐震・耐風圧等に関する安全対策を施しております。なお、隣接境界との距離につきましても、法規制以上の離隔距離を確保しております。

また、ガスホルダーは野外にありまして、なおかつ二重膜方式となっておりますので、酸素と混ざることのない密封された空気内のため、爆発の条件には至らない設計となっておりますが、万が一ガスホルダーからガスが漏れた場合でも、無色、無臭で人体に対する毒

性のないメタンガスでございまして、空気より比重が小さいため、空気中では上へ流れることとなります。

今回採用したガスホルダーは、世界中で広く使用されており、国内ではメタン発酵施設でも20件の実績がありまして、爆発事故の事例は1件もございません。このように本施設は、安全性、環境性に優れた最新の施設でございます。

なお、非常時の対応及び責任の所在につきましては、PFI方式での民間による建設運営を行う施設でございますので、非常事態には、運營業務を行う特別目的会社、いわゆるSPCも対応いたしますが、防府市所有の施設でもございますので、最終的には防府市の責任において対応をしてみたいと考えております。

市といたしましても、新施設建設の重要性や安全性等につきまして、市民の皆様への御理解、御協力をいただくことは大切なことであり、市民の皆様への御説明を今後も継続してみたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 御答弁ありがとうございました。

まず1番目の質問の市道対策についてですけれども、この6月の市議会に、ここの市道については市道の廃止の議案が出ておりますけれども、とにかく先ほど市長がおっしゃった、この市道が廃止されるまでの間、これから6月、7月と大雨が続いて、先ほどお話ししたように、現在の市道が水没する危険性がありますので、市役所道路課のほうでは必ず大雨が降って、こういうふうに通じできない状態になったときには、市民の安全・安心のために通行止めの処置をしていただきたいと。まず、これについて答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げましたが、そのような危険性が生じた場合は、直ちに通行止めの処置をいたしてみたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

先日も同じように、ほかのところで市道、水没してて、死亡事故が起きてますから今、市長がおっしゃいましたようにきちっとやっていただくと。そういうことでしたら、この1番目の質問は了解させていただきます。

次に、2番目の質問について、昨年8月24日に、市クリーンセンターが実施した地元説明会で、市民3人から出された雨水対策の要望に対しての市の対応についてお聞きします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 昨年8月24日の説明会ということでございましたけれども、ちょっと私どものほうでは、どういった、内容について詳しく承知しておりませんでしたので、それに対してのお答えということになるかどうかわかりませんが、先ほど市長が申しましたように、全体、雨水計画の見直しの中で、浸水対策等についても計画していきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 今、部長が答弁されましたけれども、昨年8月24日、防府市民3人がクリーンセンターの説明会に出席されて、この雨水対策について質問して、それについてきちっと対応してくださいと言われたんです。その内容についても、全部出席された自治会長さん、それから市民の方からも、私らは全部お聞きしています。私が今回質問しとるこの内容です。雨水対策についてきちっとしてくださいと。

で、市クリーンセンターの担当者、そのときはクリーンセンターの所長はほかの人でしたけれども、クリーンセンターの管轄じゃないから市役所の河川港湾課のほうに相談しますという、そういうふうな回答をされてそのままと、そういう状況なんです。で、河川港湾課の課長はその後、自治会長さん及び市民の方、市役所の河川港湾課に行かれて、クリーンセンターのほうから聞かれましたかと。そしたら、市の河川港湾課の課長のほうは、全然それについては聞いておりませんと。

で、それから9月17日付、新田の自治会長から防府市松浦市長あてに要望書が出されて、そして雨水対策についてきちっとしてくださいということで、今、私の手元に昨年、平成22年9月17日付、防府市長松浦正人様あて要望書で、新田の自治会長名で出ております。1つは、陳情事項で、大雨の際の住宅地・田畑の冠水防止対策についてと、この要望書が1つ出てる。それからもう1つ、9月17日付で、クリーンセンターごみ処理施設の整備工事に伴う排水設備・排水路等の整備計画の地元説明会開催についてと。この文書、見られてないですか、部長。答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） そういった要望書が出ておるのは事実でございます。ただ、申しわけございません。私がちょっと見ておらなかったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） こうやって市議会議員が一般質問で出した質問ですよ。この2番目は、昨年8月24日に市クリーンセンターが実施した地元説明会で、市民からそれ

は出された雨水対策の要望に対しては、市は再度地元説明会を開催することというふうに一般質問で出しているんです。それなら当然、市は市長以下、部長とか担当の方は、昨年8月24日にどういう質問及び要望が市民からクリーンセンターの説明会に対して出されたか、当然調べるべきじゃないですか。それを調べてなくて、この場で知りませんということは、それは市民に対して失礼ですよ。

この要望書を出された新田の自治会長に対しても。8月24日に地元説明会をし、その後何にも音沙汰がないから、自治会長さんは市役所の河川港湾課に行かれて、課長に相談されて、それでも全然話が行ってないから、この要望書を2通、わざわざ出されたんですよ。これについて何で見ないんですか、きょうの議会のこの一般質問で。一般質問の質問事項にこれは上がることですよ。

部長として、当然これは見とかんといかんですし、これ松浦市長様あてですから、市長はこれ見られてますか、この要望書。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 詳細すべてを把握しておるわけではございません。したがって、その書類を私が見たか見ていないかさえ、答弁することができません。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） わかりました。それだったら、後で市長のほうには、これはお見せしますし、市のほう、きちっと河川港湾課に出されておる要望書ですから。

だから、これについて、市長が先ほど答弁されましたけれども、今後……。これちょっと読んでみます。まず、平成22年9月17日付、要望書。防府市長、松浦正人様。で、自治会は新田の自治会で、自治会長名で出ております。

陳情事項、大雨の際の住宅地・田畑の冠水防水対策について。陳情についての説明。昨年来の大雨の都度、東須賀地区については道路、住宅地及び田畑の冠水被害が多く発生しています。別添住宅地図及び参考写真に示す用水路については、冠水被害の一要因と考えられます。これらの用水路を含めて、東須賀地区の全体的な雨水用排水路の改善を御一考願いますと。

で、添付資料で、自治会の住宅地図と参考写真と、それから市民からの陳情書、これまで添付されてる状態です。この中にある市民からの陳情書、これ読めば本当、涙が出てきますよ。ちょっと簡単に読ませてもらいますけど、市民からの陳情書の内容で、

もともと六十間町の奥は、広い広い田舎でした。そのところにクリーンセンターができて、水はけが悪くなりました。川を3面コンクリートで張ってはありますが、その先の大きい川、入間川は埋まり放題で、いつか1回掘ってもらった記憶がありますが、最



近になっていつの間にか橋が幾つもかかっておりますが、川を狭くせきとめた形になっております。昔は県道から東に水は流れておりましたが、クリーンセンターができて、水は東から西に流れるようになりましたが、何とか流れておりました。その間には、元市議会議員さんの御尽力によって、ポンプも2基増設されました。周囲の諸事情も変わってきて、昨今の雨で、我が家は1尺、30センチメートル浸水いたしました。このとき県道もストップの状態でした。

今度新しくクリーンセンターが建つにつけてお願いでございますが、新しい川（今工事中）ではどうい水はようのみません様に思います。現在、三角田否に流れる川はあくまでも残していただきたく思います。

昔の人が何ヶ所も田否（湧水池）をつくっておりましたが、現在ひとつもない上、五十間町から縦に流れる（赤線）小川がそれもつぶれております。

今後、雨のたびに家がつかるかと思うと……。どうか河川の改善とポンプの増設をしていただきたく、切に、切にお願いする次第でございます。

河川の改修及び新設並びに問屋口（南ばん樋）の湧水ダムに、揚水ポンプを2基程度増設を早急をお願いいたします。

で、新田の方の署名があります。こういうふうな内容が、1つ要望書で出ております。

もう1つの要望書は、同じく平成22年9月17日付で、防府市長松浦正人様、で自治会名、自治会長名で出ております。陳情事項はクリーンセンターごみ処理施設の整備工事に伴う排水設備、排水路等の整備計画の地元説明会開催についてと。

去る8月24日にクリーンセンター主催の「ごみ処理施設の整備工事」の地元説明会が開催されました。

その説明会の席で、クリーンセンター敷地造成に伴う排水路の整備計画（雨水排水対策、排水経路、排水路の構造等）について、率直な意見、問題点が提起されましたが、排水路、排水施設は河川係の所管であるとのことで、明確な答えがありませんでした。

以上の経緯から周辺住民（田畑所有者を含む）から排水路整備計画を直接担当する行政担当課が地元説明会を開催すべきとの、強い要望が自治会責任者に寄せられました。

防府市河川港湾課による「排水路整備計画」について、地元説明会の開催をお願いいたします。

で、添付資料で参考写真がついている状態です。

以上、この2つの要望書が出ております。権代部長、これ、よく内容を把握していただいて、これについてちょっと答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの御質問でございます。私、当時河川港湾課長でございました。内容等については、要望内容については、私は詳細までは把握しておりませんが、2点ほど自治会長から要望がございました。その中の内容は、防府環境設備との境の水路について、これについての改良の要望。それと、三田尻化学でございますか、あのすぐ横を流れる市道の暗渠部の清掃についてということの御要望は、当時、私は担当課長としていただいておりますけれども、今の内容につきましては、大変恐縮ですが、ちょっと把握はしておらないところでございます。申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

それでは、1番の項目について、1番の3ですね。焼却炉等の建設計画についてというところで再質問させていただきましても、3月11日に発生した東日本大震災により、原発施設は崩壊し、原発施設について廃止や安全性の再検討が行われており、津波対策も検討されています。市クリーンセンターの廃棄物処理施設事業については、津波対策についてもお聞きします。これについてお願いします、答弁を。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 先ほど市長が壇上で御答弁申し上げましたように、この施設について、いろいろ法に基づく、法規制に基づいて、遵守して建設したということでございます。一応、津波等についてはちょっと今のところ、現時点ではそれは入っておりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） それは津波については入っていないんです。それはなぜかという、きょうの朝のNHKで、国土交通省が原発についても津波対策を再検討する。それから、ほかの日本全国のところについても、津波対策及び津波ハザードマップをつくると、きょうの朝、NHKで放送されたばかりなんです。それと、私が国土交通省の認定の宅地造成技術者ですから、防府市内に、私ともう1人専門家がおりますけれども、今、国土交通省とずっと、2年前の、平成21年7月21日の豪雨災害の後、砂防堰堤をつくる仕事でも一緒にやっていますし、今もこれから津波対策について、いろいろ国土交通省と協力してさせてもらうような形。

だから今、私のボランティア仲間が、防府市内の堤防の高さをみんなはかって、大体防府市内で、問屋口で満潮のときの水位より堤防の上までが2メートルぐらいしか余裕がないけれども、津波、大津波が来ると3メートルから5メートル、防府でも来る可能性がある

ると。だから、今の堤防でも、津波対策としては不十分だと。

だから、これはここから日本全国やっていくことですし、防府市でも検討しないといけない。だから、この焼却炉の分でも、津波対策は新しい項目として今からつくるものだから、検討しないといけないと。そういうことで、私が今、再質問で言ったんです。だから、これについても一回、津波対策についてどうされるか、ちょっと答弁、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 先ほど申しあげましたように、一応、現時点での法規制については、安全性を確保するというので、クリアしておるということでございます。今、申しあげましたように、津波については、まだ検討されておらんようですけども、必要ということであれば、建設業者、今、委託契約しております川崎重工等々と協議する必要があるかとは思いますが。ただ、当初要求水準書というのがございます。御存じだと思いますけど、それに基づいて、今いろいろ建設等が進んでおるわけでございます。その辺の兼ね合いもございませうが、その辺はお話をする必要はあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

これ津波はこれから検討をしとかなないと、3月11日の福島のように、地震、大津波、原発、いろんな被害、起こってくると思います。

次に、この項目でもう1つ、平安時代の869年、貞観11年に陸奥の国、東北地方の太平洋側を中心とした地域を襲ったマグニチュード8.4以上と推定される海溝型巨大地震についてもお聞きします。史書「日本三代実録」には、津波のために1,000人が溺死したと記録されている件についてと。

だから、実際1,000年以上前に日本全国、福島でも地震が、大津波が起きたと。で、この山口県防府市も、この貞観11年のときを中心にして、それから日本全国で地震が起きて大津波。そういうのが全部、防府市内でも歴史の書類に残っていますし、これは防府の文化財の専門の方にも確認しております。

だから、先ほどお話ししたるように、歴史は必ず繰り返すから、1,000年前の地震と大津波が今回、福島を中心とした東日本でも起き、これが日本全国、東京からこちら、防府のほうまで全部起きてきます。なぜかという、日本含めて、全部地震地帯に原発含めてそういうのをつくっているから……。

これについては、もう先ほどの津波と重なるところがありますから、一応、1,

000年前にはこういうふう大津波が防府も来ると。これを肝に銘じて、新しい焼却炉の建設業者である業者さんにも、もう一度津波対策、それから津波ハザードマップ、これから国土交通省で日本全国つくっていきますけど、防府もとにかく福島原発のようにならないように、焼却炉については津波対策を検討してほしいと。

この項目について、最後もう一回、部長、答弁お願いします。貞観地震の分について。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おっしゃるように、1,000年前、そういう大地震で津波があったということであれば、また検討をする必要があろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

では、1番目の項目はこれで終わらせていただきます。

次に、2番目の項目の国指定天然記念物のエヒメアヤメの保存活動についてお聞きします。

国指定天然記念物のエヒメアヤメの保存活動については、エヒメアヤメ保存会が尽力されているが、施設のフェンスが老朽化して壊れており、無断侵入や盗掘の可能性があるので、来年のエヒメアヤメの開花時期までにフェンスの修理をすることと、エヒメアヤメの保存活動費についてお聞きします。

本日は、議長の許可をいただき、国指定天然記念物である西浦エヒメアヤメ保存会の丸山会長等がつくられたエヒメアヤメを持ってきました。これについてちょっと述べさせていただきます。

エヒメアヤメ自生南限地帯西浦。エヒメアヤメは、中国東北部から朝鮮半島にかけて分布する植物で、タレユエソウという個名を持ち、地域によってはヒメアヤメ、コカキツバタ、セトアヤメ、イッスンショウブという呼び名もあります。現在、西浦のほかに下関市小串、愛媛県松山市、広島県三原市、佐賀県佐賀市、宮崎県小林市の5カ所がエヒメアヤメ自生南限地帯として国の天然記念物に指定されています。

アヤメ科の植物の種子は落下して移動するだけで、鳥や風によって遠くに運ばれることはまれであり、この植物の自生は、遠い昔、それらの地域が陸続きだったという植物学的な資料となるのです。指定当時は小茅山全体に自生し、美しい花を咲かせていたと言われていたのですが、今日では、指定地を除いては見られなくなりました。指定地でも、一時数が減少しましたが、雑草の刈り取りを実施するなど、多くの方々の努力により、現在、約850個体が自生しています。この可憐で美しい花をゆっくり御観賞ください。

2番目の質問、これで終わらせてもらいます。答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 国指定天然記念物のエヒメアヤメの保存活動等についてお答えいたします。

ただいま大変丁寧なエヒメアヤメについての御説明をいただきまして、ありがとうございます。エヒメアヤメは毎年4月に可憐な花を咲かせ、開花時には市内だけでなく県内、県外からも多くの方が観賞に訪れておられるところですが、高さ10センチメートルほどの大変小さなアヤメであるため、この指定地域の周囲に、踏み荒らしや盗難の防止、植生管理のためにフェンスを設置しております。

御指摘のとおりフェンスの一部に破損が見られますので、その部分については今年度中に修理を行います。また、破損までには至っていないものの、さびの進んだ入口扉などの修理も来年度以降行っていきたいと考えております。

エヒメアヤメの管理や公開につきましては、西浦エヒメアヤメ保存会の方々が中心となって、公開時の監視、案内、7月と2月の年2回の下草刈りを行っておられ、大変ありがとうございます。市といたしましても、西浦エヒメアヤメ保存会が実施しておられます監視、除草の経費やトイレの借り上げ料などを支出しており、今後も専門の先生方の御指導をいただきながら、保存会とともに適切な保存管理を行ってまいりたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 御答弁ありがとうございました。今、答弁のありましたように、エヒメアヤメの自生地のフェンスについては今年度予算で修理していただくと。それから、出入り口の戸については来年度予算で修理していただくと。あと活動費については予算の関係もあるから難しいという、ありがたい答弁をいただきまして、エヒメアヤメ保存会丸山会長をはじめ地元の方皆さん、喜んでおられると思いますし、私もありがたいと思います。

じゃあ、この項目についてはこれで終わらせてもらいます。

3番目の国指定重要文化財である国分寺金堂の国宝指定についてお聞きします。

まず、国分寺にある旧国宝で国指定重要文化財である国分寺金堂木造阿弥陀如来座像、木造日光菩薩立像、月光菩薩立像、木造四天王立像の国宝指定についてお聞きします。また、国分寺については、奈良時代の天平13年、741年に聖武天皇の勅願によって、国家の鎮護と国民の景福を祈願するために、国ごとに建立された由緒ある官寺の一つであります。

次に、防府天満宮にある国指定重要文化財である紙本著色松崎天神縁起の国宝指定につ

いてお聞きします。

3番目として、東大寺最高の大勧進俊乗坊重源上人が、文治3年、1187年に建立された阿弥陀寺にある国指定重要文化財である木造重源座像の国宝指定についてお聞きします。また、現在、あじさい寺としても有名で、あじさいまつりも近日開催予定です。

それでは、この項についての質問を終わらせてもらいます。答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、国指定重要文化財である国分寺金堂等の国宝指定についてお答えいたします。

有形文化財の中で最も価値の高いものが国宝となっており、山口県内においては9件の国宝が指定され、そのうちの5件が我が防府市に存在しています。これは、まさに防府市が歴史のまちであり、文化の薫るまちであることを物語っているものでございます。

御質問の、現在、重要文化財となっております国分寺金堂、木造阿弥陀如来座像、木造日光菩薩立像、月光菩薩立像、木造四天王立像、天満宮の紙本著色松崎天神縁起、阿弥陀寺の木造重源座像は、国分寺金堂を除いて、かつて国宝に指定されていたものでございます。

この経緯を少し御説明いたしますと、日本におきましては、近代国家の始まりとともに、文化財に対する意識も芽生え、明治4年に「古器旧物保存方」という太政官布告により、古器旧物の目録の作成や収蔵者のリストづくりなどがなされ、文化財保護の取り組みが始まりました。

明治30年には「古社寺保存法」が制定され、その後、大正8年には記念物関係の文化財を保護するため、「史跡名勝天然記念物保存法」が制定されました。昭和4年には「古社寺保存法」にかえて「国宝保存法」が新たに制定されました。

また、昭和初期の経済不況は、美術品の海外流出を招きましたことから、昭和8年にこれを規制するため、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定されました。戦後、昭和24年1月、法隆寺金堂の壁画焼損という事件が発生し、文化財保護制度の抜本的検討と立法化の機運が高まり、昭和25年5月に現行の「文化財保護法」が成立しました。

この「文化財保護法」は、戦前の「史跡名勝天然記念物保存法」、「国宝保存法」、「重要美術品等の保存に関する法律」の3法を統合したもので、新たに無形文化財、民族資料、埋蔵文化財を保護の対象に加えたものでございます。現在、我々が使う「文化財」という言葉も、この法律で初めて用いられました。

議員、御指摘の旧国法につきましては、戦前の国宝保存法により指定されたものであり、それらは戦後の文化財保護法の施行により、すべて重要文化財とされたものでございます。

なお、国分寺金堂については、平成元年、新たに重要文化財に指定されております。通常、国宝は重要文化財の中から選ばれることとなりますが、国宝への格上げについては厳しい基準があるものと思われまます。例として、山口県内では、最も新しい国宝の指定が、昭和29年の本市の阿弥陀寺にあります鉄宝塔であり、それ以来、新たな指定物件はございません。

国宝の指定につきましては、実質的に国の文化審議会で決まるものであり、その審議会に所有者や地方自治体、あるいは教育委員会が申請をする制度とはなっておりませんので、国文化庁による判断を待つ状況でございます。御理解いただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

まず、この国宝について、先ほど答弁ありましたように、昭和29年、阿弥陀寺の鉄宝塔が国宝に指定されて以来、57年間、防府市、それから山口県内から国宝の指定はないんです。私がちょうど昭和29年生まれで、もう57歳ですけれども、その57年間、防府市内、山口県、何一つ国宝指定、ない。そのかわり、日本全国ほかでは、毎年2件から3件ほど国宝指定がされているんです。ですから、57年掛ける毎年2件から3件ということは、もう150件前後の国宝が、昭和29年以後、山口県以外のほかの都道府県で国宝指定されておる現状と。

なぜかという、これはよその都道府県の、いや、まず県庁ですね。県庁のこの文化財担当の担当者が動いてないということ、国に対して。それから、山口県選出の国会議員がこの文化財の指定について動いてなかったと。ほかの都道府県は、その都道府県選出の国会議員がみんな文部科学省とか、そちらの働きかけ、県庁の文化財の担当者も一緒に動いているから、国宝指定になつてると。

だから、それは全部、今回、防府市内から国宝指定及び山口県内で、今、9つ国宝があるということで教育部長おっしゃいましたけれども、そのうち5つ防府にある。だから、そのうち4つは毛利邸の国宝と。で、1つが阿弥陀寺の鉄宝塔ですから、今、一般質問させていただいたとる国分寺にも国宝はない。で、防府天満宮にもない。で、この次、国宝で一番可能性が高いのは、防府天満宮の松崎天神縁起と。これが一番可能性としては高いというふうに言われています。

質問はこの後、出ますけれども、再質問として、教育委員会に1つ再質問ありました。市内の小・中学生に、国分寺にある本物の旧国宝を見てもらいたいということと、それから国分寺の拝観料については、国分寺の福山住職の御協力により、市内の小・中学生については無料にさせていただきますと。そういうことと、電話等で予約をしてもらえば、国

分寺の本堂の中を全部案内していただけると。だから、防府市内の小学校、中学校の生徒さんでも、学校によってはきちっと先生が、何月何日何時何分に国分寺行きますのでという電話をされて、きちっと、来られた方については、国分寺の福山住職さんが、拝観料無料。で、福山住職さんの、全部、解説までされて。

そうかと思えば、そうでない小学校、中学校は、もう子どもたちで自由活動で来て、で、国分寺にあったサルスベリですか、もう枯れてしまいましたけれども、それ、最後はもう樹木医のほうで何とか枯れないようにということで努力しましたけれども、結局枯れた。それを防府市内の小学校、中学校の先生御存じないから、子どもたちに、小学生、中学校、グループ学習で国分寺に来るたびに、サルスベリはどこにありますかと。だから、国分寺の福山住職さん、そのたんに、私と全部、この一般質問の打ち合わせしとるときでも、子ども、中学生にサルスベリはもう枯れてありませんと。だからもう、そういうふうに防府市内の小学校、中学校で全部対応が違うと。

この件は、杉山教育長様にも今度お話ししたいということで、福山住職もおっしゃってましたし、これについてちょっと答弁、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ただいまは貴重な情報提供をありがとうございました。

防府市の小・中学生も、社会見学や歴史探訪ということで、計画的、また、それぞれが自主的な計画のもとに、国分寺を訪れております。ただ、社会見学等では具体的な、時間まで決めて、説明を受ける時間もあるかと思いますが、グループ学習での探訪についてはなかなかそういうわけにいけないと思いますので、今後、そういう説明をいただけるということであれば、よく学校のほうにも周知徹底しまして、ぜひいきめのいく歴史学習ができるようにしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。杉山教育長は、去年まで桑山中学校の校長先生されていたから、もうよく防府市内の中学生、小学生のことは御存じですし、ぜひともそういうふうにしていただければと思います。ありがとうございました。

次に、2番目の防府天満宮の質問について、再質問させていただきます。

防府天満宮は、延喜3年、903年、旧暦2月25日に、菅原道真公が亡くなられ、翌年、延喜4年、904年に創建された日本最初の天満宮松崎天神です。そして、応長元年1311年に天神縁起がつくられて、ことしで松崎天神縁起絵巻制作から700年を迎え、防府天満宮展が9月22日から11月6日まで、山口県立美術館で開催予定です。主催が山口県立美術館、防府天満宮、読売新聞社、KRY山口放送、防府市、山口市となっております。



り、後援が防府商工会議所と山口商工会議所になっていますので、この件について、防府天満宮のほうでは、ちょうど国体の期間中無料バスを国体の会場に出されるのと同じように、この防府天満宮展を山口県立美術館でするときに、無料バスを防府から山口県立美術館のほうへ回してもらえないでしょうかと。これは、防府天満宮の鈴木宮司とこの一般質問の打ち合わせしたときに、鈴木宮司のほうからそういうお話もあったんです。これについてちょっと答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 急な御指摘、御質問でございますので、即答はしかねるところでございますが、鈴木宮司とは私も総代会の末席を汚しておりますし、いろいろなおつき合いもございます。近々また、親しくお時間もちょうだいしております。よく話をお聞きして、また大田議員のほうにお知らせもいたしたいと思っております。その節はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。市長がこの場で、議会でおっしゃったから、もう後は安心して、市長と防府天満宮の鈴木宮司にお任せします。

次に、阿弥陀寺の木造重源座像の国宝指定についてです。これについても、阿弥陀寺の林住職と何回も会ってお話ししてはいますが、以前、この阿弥陀寺の木造重源座像をイギリスから借りたいと、そういう話があって、イギリスに阿弥陀寺の木造重源座像を輸送するときには、保険金3億円掛けたということですね。だから、それだけの価値がやっぱりあるんです、この分については。国指定重要文化財ですけども。

ですから、もうほかの、今回、お話ししている国分寺の旧国宝の分、それから防府天満宮の松崎天神縁起、それも全部同じかそれ以上の価値がある部分。だから、どんなことがあっても、これから何年、何十年かかっても、とにかく早いほうがいいということで、皆さんおっしゃっていましたが、私も市会議員の任期があと来年11月までですし、4年の任期のうち2年6カ月過ぎて、いろいろ議会の一般質問で質問させていただいたことについては、防府市の華城でも、松浦市長をはじめ皆さんのおかげで、華城小学校、それから華城農協の間の市道の拡幅ですね。これ6月、今月完成して、華城小学校含め華城の方皆さん喜んでおられるし、周囲も喜んでおられます。だから、この国宝の指定についても、何とか1年でも2年でも、とにかく早い時期に国宝指定へ向けて、オールジャパンじゃないですけども、防府市がみんな一致団結して、で、山口県内の国会議員、それから県庁のほうまで協力してもらって、国宝に1つでも、2つでも、とにかく3つ全部指定してもらえば一番いいですけども、とにかく国宝へ向けてしてもらいたいと。これはも

う防府天満宮の鈴木宮司さんも重々言われてました。国宝と国指定重要文化財というのはまるっきり違うんだと。これは国分寺の福山住職もおっしゃってましたし、何としても国宝に指定してほしいと。そのために、一生懸命協力していただきたいと。

これについて、最後に……。市長、最後に防府天満宮の鈴木宮司さんお知り合いということですし、これから話をされるということですので、最後に一言お願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど教育部長の答弁の中でもございましたが、国宝の指定につきましては、文化審議会というきちっとした機関がございまして、そちらで厳選、中立なお立場で審議されて決定される。このようにお聞きしておりますので、政治力とか、あるいは運動の展開とかというようなことで決まっていくものではないと、そのように私は認識をいたしております。そういう話題が議会で出たということについては、関係の皆様方に機会あるごとに話もしてまいりたいと思いますし、あとはひそかに期待をするということぐらいのことではないかと、このように思っております。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） どうもありがとうございます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、16番、大田議員の質問を終わります。

ここで14時まで、7分余りですが、休憩をいたします。

午後1時55分 休憩

---

午後2時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここでちょっと余談でございますが、本日からインターネットの中継、今、放送いただいておりますけれども、アクセス数が午前中のデータですが、市内で160件、市外から100件のアクセスがあるようでございます。お知らせをしておきます。質問者の方、張り切ってひとつやってくださいませ。

それでは、一般質問を続行いたします。

次は、10番、山田議員。

〔10番 山田 耕治君 登壇〕

○10番（山田 耕治君） こんにちは。会派「絆」の山田耕治でございます。4月より会派を改め、心機一転のスタートでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

冒頭、今回の東日本大震災により被災された方々とその御家族に対して、心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。復興には、お金も含めまだまだ時間がかかるでしょう。行方不明の方も、今朝の新聞で7,781人、避難状況は8万3,951人と記載されていました。被害に遭った皆様の心の傷がいやされるまでにはと考えると、言葉ありませんが、一人ひとりができることを誠実に実践し、西日本から元気を出して、一日も早い復興をと願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。初めに、成年後見制度の活動状況と現状の課題という点から質問をさせていただきます。

最近、高齢者が巻き込まれる詐欺や悪徳商法等が新聞やニュースで頻繁に取り上げられていますが、高齢者の増加に伴って被害も毎年増加傾向にあります。高齢者に対する虐待や犯罪行為、悪質な商品の販売等、高齢化社会の我が国において、深刻な問題の1つです。

国民生活センターのまとめで、2005年、70歳以上の高齢者が訪問販売や電話勧誘で契約者となり、消費者トラブルに巻き込まれ相談を受けた案件は、13万8,526件もあります。防府市も、住宅事業助成事業をしていますが、警視庁のまとめで、悪徳リフォーム契約の被害件数は5,400人で、被害総額は115億円です。また、よく耳にするオレオレ詐欺、いわゆる振り込め詐欺や架空請求等は2万1,612件の、被害総額は251億円にもなるそうです。

報告の中には、高額の商品を次々と契約させられ、年金をすべて使い果たした事例も上げられていました。日ごろから孤立している高齢者や、物忘れ、痴呆、認知症の高齢者をねらったこれらの犯罪は、極めて悪質と言えるでしょう。

地域コミュニティからいいますと、御近所等の親密なおつき合いや自治会、民生委員の気配り等、地域ぐるみで防犯意識の高揚や防犯情報の提供は当然必要ですが、孤独、無関心、無防備な地域コミュニティの希薄な地域社会になってきているのも事実です。昔と比べ、子どもや孫と同居していない老老世帯も多く、高齢者の社会環境は大きく異なっています。2015年には、国民の4人に1人が高齢者となるといわれています。日本は、世界でもトップレベルの高齢化社会で、少子高齢化社会は地域コミュニティの低下を招き、犯罪者にとってねらいやすい環境となっているといっても過言ではないでしょう。

このような高齢者の権利擁護を目的として、1999年、平成11年でございますが、民生改正により、禁治産者制度から平成12年4月、成年後見制度が導入されています。判断能力が不十分な人を法律、生活面において保護したり、支援したりする制度で、法律上の権限と責任を持った後見人をつけ、本人が通常の日常生活を送る上で、支障の出ない

よう支援する制度ですが、先ほども述べた悪質な商取引や犯罪から保護するということにも、大きな力を発揮するという事は言うまでもありません。また、高齢者に対する虐待も、近年、深刻な状況にあり、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律もございます。

成年後見制度の利用促進ということで、第28条には国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用にかかわる経済的負担の軽減のための措置を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないとあります。

制度の開始から既に12年が経過していますが、成年後見制度の意義と重要性が理解され、社会に浸透しているのか。また、判断力の低下した高齢者を犯罪や事故から守り、高齢者が安心して普段の生活を維持できる環境にしていくために、後見人は重要な役割を担っていますが、防府市での後見人制度利用者状況と今後の行政の考え方を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、高齢者が犯罪や事故などに巻き込まれた事例の推移についての御質問でございますが、振り込め詐欺などの犯罪につきましては、市では把握しておりませんので、警察にお聞きいたしましたところ、県内の高齢者を含めた全体の件数ではございますが、平成20年は204件、21年は80件、平成22年は36件、発生しているとのことでございました。

また、防府市消費生活センターにおきましては、60歳以上の方からの契約トラブルなどの相談を平成20年度は168件、21年度は256件、22年度は251件ほど受けております。

次に、成年後見制度の利用状況と今後の考え方についての御質問でございましたが、3番目の制度の周知についての御質問とも関連がございますので、あわせ答弁申し上げます。

まず、成年後見制度について、その概要にを御説明申し上げますと、この制度は高齢者、障害、精神疾患等の理由で判断能力が十分ではない方や、家族からの経済的虐待を受けている方などが、生活が立ち行かなくなったり、財産を失うといった事態を回避するために、法的に定められた代理人、すなわち後見人が本人にかわって財産管理や契約行為を行うようにするものでございます。

平成12年4月から制度が始まりましたが、大きく分けて法定後見制度と、任意後見制度との2つがございます。その違いは、後見人等の決め方にございまして、法定後見制度は、後見を受ける方の判断能力が不十分な場合に、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長等が家庭裁判所に申し立てを行い、裁判所の審判によって後見人等と後見開始が決定され、被後見人の財産管理、契約行為等を代行できるようにするものでございます。

一方、任意後見制度では、後見を希望する本人自らが十分な判断能力のあるうちに、将来の任意後見人を選び、後見契約を公正証書で行うというものでございます。

後見の開始は、家庭裁判所に本人及び任意後見人が申し立てを行うことによって行われ、裁判所は後見監督人を選任し、後見人が契約に従って適正に後見行為を行っているかを監督することとなっております。

そこでお尋ねの防府市の利用状況でございますが、制度の説明の中で申しましたとおり、申し立てができるとされているものが市町村長だけではございませんので、市全体の利用実態は把握できておりません。後見が必要であるにもかかわらず、親族などによる申し立てが望めない65歳以上の高齢者、知的及び精神障害に限って行う市長申し立てについて申し上げますと、平成20年度12件、平成21年度10件、22年度3件となっております。

また、成年後見人制度発足から平成21年度末までの県内の市町村長申し立ての累計件数は、158件となっております。このうち防府市は県内で最も多く28件となっております。現在の実利用者は、申し立て後に亡くなられた方などがおられますので、17件となっております。

なお、山口家庭裁判所に伺ったところ、平成22年1月から12月までの1年間の成年後見人の申し立て件数は365件で、そのうち市長、町長の申し立ては43件となっております。大半は家族、親族の申し立てでございます。

今後の対応でございますが、成年後見制度の周知、啓発につきましては、所管の法務省関係機関が行っているところでございますが、議員御指摘のとおり、市民の多くが承知しているという状況ではないと思われまます。市といたしましては、地域包括支援センターなどでの総合相談を通じて、さらに周知を図るとともに、民生委員児童委員や関係団体などに制度の紹介に努め、関係機関と連携し、周知に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

今、ちょっと話、ありましたけど、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下している方が、訪問販売などで必要もない高額の商品を買ってしまうおそれがあります。つい先日、住宅リフォームでの御相談がございました。その方の御親戚の方の話で、今回の東日本大震災で救済金が出るので、証券ナンバー等を教えてくださいと訪問に来られたらしいです。で、その方は、最近リフォームをしたから、東日本大震災で支援金協会から補助金が出ると言われたらしく、あなたも最近リフォームしたからお金がもらえるかもしれないよと言われたとのことでした。

東日本大震災の支援金協会と住宅リフォームの整合性や、西日本の方がなぜ救済されるのかと、普通の方は思われるでしょう。たまたま不思議に思った方が私に相談をしてくれたので、幸い被害が起きる前に対応できたんですが、実は健常者の方でもだまされるケースがあるということがございます。まして判断能力が低下している人は、格好のターゲットとなるわけですが、実際、こういったケースでの御相談、今、市長の答弁のところでありましたけど、地域包括支援センター、その地域包括支援センター等でそのような対応事例があれば教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、地域包括支援センターでございますが、御承知のとおりここは高齢者の介護予防、また総合相談、支援、権利擁護、継続的支援のためのネットワークマネジメントを主要業務として行っております。その中で、総合相談の中で、いろんな相談があるわけですが、今おっしゃいましたような詐欺的なものということですが、ちなみに市の包括支援センターで例を今、1つ、2つ聞いておりますが、そのことでよろしゅうございますか。

1点が、少しアルツハイマーと申しますか認知症の方でございますけども、そこに行っておりますケアマネジャーが、どうも悪質商法にだまされているようだという連絡が、市の包括支援センターに入ってまいりました。市の包括支援センターは、息子さんに連絡して成年後見制度の申し立てをお勧めしたと。現在それがどうなっておるかというのはまだ把握していませんが、そういう事例が1点。

それともう1つは、やはりケアマネさんからの情報で、悪質な訪問に遭っているらしいというのが包括にありまして、包括が行ったところ、たまたま、そこにそういう訪問者があって、話を聞いたところ、どうも自分は違うというふうなことを言っておられたようですけども、その辺もはっきりしましたので、御本人さんに申し上げておるといようなことは、例として聞いております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

地域包括支援センター等でのいろんな情報というのは、やっぱり高齢者に対してはすごく多いんですね。その中で、やはりそういうデータを、この支援センターのデータの中で今から気をつけなければいけないこととか、皆さんに情報として与えなければいけないということは、しっかりデータ分析をしていただいて、今後の施策のところにぜひ反映していただきたいなという御要望をしておきます。

先ほど御答弁で詳しい御説明もありました。自分1人では困難な不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約が安全に行えるように、成年後見制度はございますが、周知もまだまだで、実際、知らない方のほうが、私は多いと思うんです。成年後見制度は、市長が説明してくださいましたけど、任意後見制度と法定後見制度という大きく2つからなっておりまして、任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できますし、今から支援を受けたい人は即効型、または移行型、将来支援を受けたい方は将来型と、ニーズに合わせて選択できるようになっております。

この支援者との間で、任意に契約を行う制度、これを利用される方、もしくは相談される方というのは、先ほど答弁の中ではちょっと難しいというふうな、把握されてないような答弁もされてましたけど、健康福祉部長、もし知っておられれば、そういう情報があれば教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほどの答弁の中で、1年間で365件ほど県全体であったということですが、そのうち任意後見人というのが5件というふうになっております。あとがいろんな方からの申し出の法定後見だというふうに認識しております。それが、どういう方がどういう方にとというのは、私どもは存じておりません。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

兄弟とか親せきの方がされる場合は、なかなか情報も上がってくるのも難しいと思います。そこら辺の状況を知るのはちょっと難しいとは思いますが、支援してくれる方をだれにするのか決めることも難しく、例えば兄弟や親類の方も実は断られるケースもあるそうでございます。

で、きょうの新聞でございます。きょうの新聞の記事で、「家族による高齢者への虐待件数」というのが実は上がっておりました。高齢者への虐待は全国的に年々増えてきている。厚生労働省の調査では、家族からの虐待は2009年度、1万5,615件。調査を

始めた06年以降、最多となったという記事もございました。2006年から3,000ちょいですか、実は増えとるということでございます。

こういう、なかなか、家族による虐待というところも今、世間ではいろんなところで、ニュースやテレビ等で耳にすることもありますので、ぜひ後見制度というところも皆さんに周知をしていただきたいという御要望をしておきます。

また、法定後見は、判断能力が衰えた後でないといけません。法定後見制度は3つのパターンに分かれて、本人の精神上的障害の程度によって区別されています。判断能力を欠く状況にあり、ほとんど判断ができない人を対象としているのが後見、簡単なことは自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については、援助してもらわないとできないという判断能力著しく不十分な人を対象としているのが補佐、大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできない、判断能力が不十分な人を対象としているのが補助ということでございます。この制度の申し立ては、だれでもできるわけではなく、先ほども言われてました本人、配偶者、四親等内の親族、また市町村長となるわけでございます。

2000年の民生改正から同年の4月に施行されたこの成年後見制度ですが、ことしの5月21日の中国新聞にも取り上げられていました。中国地方の市町村長が、家庭裁判所に後見人選任を申し立てるケースが2009年までの5年間で約3.7倍に増加しているという記事でございます。身寄りのない高齢者の増加が主な要因でしょうし、中には親類の方も、先ほど言いましたけど、拒否するケースもあるとのこと。ですから、市町村長が家庭裁判所に後見人選任を申し立てるケースも高まるでしょう。現在、防府市でそのようなケースが、先ほど御説明していただきましたけど、平成20年に12件ですか、21年には10件、22年には3件ということございました。

そういった中で、後見人の確保も実は必要になってくるんじゃないかと思うんですが、防府市の現状で、後見人自体の会員がどれぐらいいらっしゃるのか。会員という言い方がいいのか悪いのかは、私はちょっとよくわからないんですが、また実際に活動される方はどれぐらいおられるのか、把握されていれば教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほども申し上げたと思いますが、後見人になれる方は、裁判所がいわゆるこの方というふうに指定するわけですが、大体が弁護士、司法書士、社会福祉士等のそういう資格を持っておられる方がほとんどだというふうに思っています。ただ、それがどれだけ登録しておられるかというのは、私どもは承知しておりませんが、裁判所が選任するということでございます。



○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） わかりました。

現在、防府市の地域福祉計画の中で第3章、計画の基本的な考え方の中に、利用者の保護と支援という活動目標がございます。その実施目標計画の内容で、法人成年後見受任体制の整備というものがございまして、23年から24年は準備期間というふうになっております。制度の周知や後見人の担い手を育成する等、しっかりとした体制づくりの強化が必要と考えますが、この実態の整備というのはどういうふうにやられるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 法人が成年後見人になることは、おっしゃいますように認められております。これは市の社会福祉協議会の役割といたしますか、市の社会福祉協議会が現在、今、言われたように23、24年度を準備期間として、25年度から法人成年後見の受任をすることを目指しておるわけでございます。

いろいろ課題もありましようが、いわゆる人の問題、お金の問題、かかってくると思いますが、それらは市のほうとも話をしていかなくちやなりませんけども、そういうふうなお金等の問題、人間等の問題、あるいはその手続についての要項等、いろいろあると思います。それを今準備をされて、25年から、いわゆる法人の後見人として登録をするという格好になると思いますが、裁判所からの選任があればそれに対応していこうということでございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

今、じゃあ法人というところは、社会福祉協議会ということで、しっかり密に、整備のところではやはり関わりを持って、周知の徹底も含めて、一緒になって整備をしていただきたいという御要望でございます。要望しておきます。

最高裁のデータで、2009年の市町村長による申し立て件数は、全国で2,471件だそうです。中国5県では213件。先ほども言いましたが、2005年に57件だった申し立てが、2009年には3.7倍の213件に増えてきています。お隣の広島市でも、制度開始2000年から2004年度の市長申し立ては3件だったものが、2005年から2010年の6年間で107件に増えているそうです。そのうち身寄りのないお年寄りが86件だそうです。

先月、議員による議会報告会を議員が各班に分かれて、15地区の各公民館へ報告に行きました。私が担当した5月24日の新田公民館へ行ったときのことですが、住民の方の

お話で、本当にひとり暮らしの高齢者が増えてきている。安否も含め、地域の「みまわり隊」で対応しているが、「みまわり隊」の方も高齢化してきている。また、民生委員も高齢化してきていて、担い手がいないと、切実な問題を述べられていました。

この高齢化が進む中で、こういう制度というのは、今からは大変必要なものとなると思うんですよ。周知も含め、市民の皆さんにしっかりわかっただくというのは、私は大変必要なことと思うのですが、市長、どうでしょう。御所見があればちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども壇上から答弁させていただきましたが、民生委員や児童委員、あるいはさまざまな地道な活動をいただいております地域の方々と密接な連携をとりながら、まずは周知というところから入っていかなくてはならないのではないかと、そのように大きな課題の1つであると認識をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

現状を見据えて、また今後をしっかりと見据えていただいて、担い手の確保も視野に入れた制度の拡充と、先ほど言いました補助の関係もしっかり周知徹底をお願いして、この項は終わります。

次に、病児・病後児保育事業についてお尋ねいたします。

山口県も平成23年度当初予算で、保育所の機能を幅広く活用し、子育て家庭が持つさまざまな保育ニーズへの対応や仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育促進事業や休日保育事業などの積極的な推進を図ると、保育所機能強化推進事業の中でうたっています。その中に、病児・病後児保育時事業がございます。児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業でございます。

本市においても、病気のためゼロ歳から小学3年生までが対象で、保育所や幼稚園、小学校での集団保育が困難なお子さんを保護者が勤務などのために家庭で保育できない場合、一時的に保育していただけますが、月曜日から金曜日までが午前8時から午後6時まで、土曜日が午前8時から午後4時までとなっています。世の中の多様なニーズにこたえた施策の1つで、働くお母さんにとっては大変安心できる、ありがたい施策と考えます。

しかし、現在、防府市内では、医療機関型が1カ所しかなく、また時間の制限等の条件も厳しくなっております。保育中の子どもが体調を崩した場合に対応可能な自園型の保育所の御要望も多いと思いますが、現状の対応状況を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 病児・病後児保育事業の普及と啓発についてお答えいたします。

病児・病後児事業は今、議員さんおっしゃいましたように小学3年生までの子どもが病気にかかったときや、病気回復時に保護者が仕事などの理由によりどうしても保育できない場合、病院などの施設で一時的にお預かりする事業でありまして、子育て支援の重要な施策の1つでございます。

本市では、医療法人くらしげ小児科と委託契約を締結しておりまして、平成14年4月から、防府市病児・病後児保育所きららルームを開設し、事業を実施しております。ちなみに利用状況でございますが、平成18年度1,329人をピークに、平成21年度829人、平成22年度1,274人と推移しているところでございます。

議員、御質問は、医療機関に併設した病児・病後児保育施設の増設や、その開所時間拡大の要望でございますが、現時点では事業についての不満の声は、私どもには届いておらず、円滑に実施されているものと判断しております。

しかしながら、平成20年度に実施いたしました子育て支援に関するニーズ調査においては、子どもが病気やけがのときの対処方法として、父親や母親が仕事などを休んだという割合が約50%ございまして、最近の雇用情勢から見ますと、今後、病児・病後児施設の需要はますます高くなってくると考えられます。つきましては、今後、病児・病後児保育事業については、さらなる周知を図るとともに、需要の動向を見ながら施設の追加、拡充や事業内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、保育中の子どもが体調を崩した場合に、対応可能な自園型の保育所の要望についてでございます。議員の御質問は、保育中の子どもが体調を崩した場合に、保育所自らが対応できる自園型の保育所ということでございましたが、保育所が看護師などを配置し、病児・病後児を保育する専用室を有しておりまして、保育所自らが病気になった子どもへ対処することはできません。事前に、必ず、保護者が子どもを医療機関で受診させ、医師の許可を受けた後に、保護者と協議して、保育を決定することになっております。

子どもの安全確保のため、医師や保護者の許可は欠かせないものでございますので、この実現はなかなか難しいところでございます。

なお、この要望について、直接市民から伺ったことはありませんが、今後、そのような要望が出てくることも考えられます。つきましては、保育にかかわる労働環境の整備などについて、次世代育成支援行動計画などを審議する防府市児童環境づくり連絡協議会において協議し、企業などの事業主に対して、子育てに対する理解と支援を賜るよう働きかけ

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる、先ほども言いましたが、専用施設内で一時預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業でございますが、お子さんが病気のときはともかく、保育所でやっぱり体調を崩された場合、共働きの核家族の場合、会社を突発的に休まなくては行けないと。職場の環境や上司に恵まれているところならいいんですが、ほとんどのお母さんが気兼ねをしながら申告をしているのが現状と思います。

現在、防府市の中で、家庭で保育できない場合には、一時的に保育をしていただくことができるのは、御答弁でもありました三田尻にあるきららルーム、くらしげ小児科さん1つだけでございます。山口県男女共同参画基本計画でも、病児・病後児保育事業を実施している施設を増やす計画がありますが、防府市の目標事業量及び評価指標を見ますと、平成26年度にもう1カ所という目標が上げられております。

先ほど、今の現状で十分満足しておるといような御答弁でございましたが、この事業に対して、受け入れが可能な病院等、病院側の御要望とかいうのはないのでしょうか。そういうお話を聞いたことがあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。例えば小児科で、うちはそういう受け入れができるよというお話合いが今まであったのか、なかったのか、教えていただければ助かります。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 担当のほうには、1つだと思えますけども、1件だと思えますが、そういう話はあったように聞いております。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

なかなかそういうルームをつくるとなると、やっぱりお金も投資しなければいけないという、お金の関係もあります。保育園側ではなかなか難しいということもあります。ですから、小児科のほうでやっぱりそういう施設を整備していただくというのも、これ、やり口がありますので、その辺も十分に検討していただきたいというふうに思います。

実際に、今現状で、共働きの家族の増加や勤労形態の多様化によって、家庭での保育が困難な児童を対象にする、この保育サービスの果たす役割というのが、ますます本当に重要になってくると思います。

現在、保育所で子どもさんが体調を崩された場合、どれぐらいまでが保育所での対応が可能なのか。また、市内の保育所で病児・病後児保育のための保育室が整備されている保育所があるのかないのか、教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず1点目ですけども、どのような状況になったときにということではありますが、けが等はすぐわかるんですけども、体調が悪いとかいうときには、熱が何度とか、そういう基準は恐らくないのではないかと思います。ただ、いわゆる保育士さんなり園長さんなりが、これ、ちょっとおかしいということになれば、必ず父兄の方に連絡をしなくては、勝手に病院に連れていくことはできないと思います。1点目はそうです。

それと、専用の部屋といいますか、持っておられるのは、私はないのではなからうかというふうに思っていますが、確認はしていません。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ぜひ確認をしてみてください。熱が出た場合も多分、保育園では何度って決まっとったような気がします。37度以上だったかな。その辺も、実態をよく把握させていただきたいというふうに思います。

県内13市の状況を、もし把握していたら教えていただきたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 他市の状況ですが、ここにある資料では、箇所数の把握はしております。山口市は病児・病後児の保育事業を実施する病院といいますか、これが2カ所でございます。それと、周南市は3カ所ございます。下関市は3カ所、宇部は多くて5カ所と、防府よりは多いんですが、これは市の面積とか人口とかが多少は関係してくるかなというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 私も実はこれ、調べたんですけど、年少人口と設置箇所とは余り関係ないのかなというふうな、私の見方では、そういうふうにとらえました。ですから、行政側が、しっかりそういうところを考えるところと考えてないところというのも、これまたおかしな話ですけど、ぜひ防府市は、そういうところはしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

実は、浜松市さんですけど、みどり保育園という保育園さんがありまして、園長先生とちょっとお話をすることができました。ここは、病児・病後児の保育室を設けておりまして、園長先生がすごい前向きな方で、利用されるお母さんは本当に喜んでくださると。で、

やっぱりそういう受け皿があることが、本当に大切なんだなって、私自身がそう思ったと。だから、お金としては赤字なんだけど、そういうふうに一応やることを決めた。

機能が、ゼロ歳から3歳までの、乳幼児は身体的な機能が未熟なために、病気による欠席や遅刻、早退が非常に多いと。ですから、園のほうでそういうふうにと考えた。だからといって、看護師さんを入れなければいけないし、人件費もかかるし、市からの補助も少ないので、少ないんだけど、自分自身人助け、子どもたち、おかあさんのためにこの事業は絶対に必要であるというふうに、熱く語っていただきました。頑張ってくださいというふうに言われましたので、御報告しときます。

最近、某企業で、保育に関するアンケート調査を実施しました。その中の意見と要望に、お子さんが病気になったときの預かり先を増やしていただけないかという御要望も、実はその中にありました。現在、保育所や留守家庭児童学級へ通う御家族に対して、このようなアンケート実施をしていただくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今まで実施してはおりませんが、一応、検討はさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

ここでお礼を言わなければいけないんですが、日本自動車工業会の方針もあるんですが、何らかの都合や環境の変動で、日曜日や休日に、どうしても小さなお子さんを見られない場合、核家族化で、近くに頼れる人がいない場合などは特にですけど、日曜日、祭日の保育に関して、子育て支援課の皆さんが保育園を通じて、今回、アンケート調査を実施していただきました。

私立、公立、市内保育園へ通う子どもたちの保護者に対し、また小学3年生までの留守家庭児童学級へ通う子どもたちの保護者に対しても、敏速な対応をしていただきました。もちろん受け入れをしていただける保育園の御協力や市の保育協会への皆さんのお力は言うまでもありませんが、いかに現状を把握するかということでのアンケート実施は、大変有効だと認識いたします。

実際、どれくらいの周期でこの保育事業に対してのアンケート実施をされているのか、教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） ちょっと今のアンケート、何に対するアンケートか、ちょっとよくわからないのですが、お教えいただけますか。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 保育事業に対して、また、乳幼児も含めた保護者の方に対してアンケートを実施するようなことは、突発的なことしかないんですかね。全くやらないということですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今回、アンケートをいたしました。これは突発的なことですが、定期的なことはやってないんじゃないかなと思っています。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 世の中のニーズって、ころころ変わるわけですよ。ですから、例えば5年に1回ということになりますと、小学生、1年生が6歳から7歳ですか。ですから、せめて2年周期ぐらいで、通う子どもたちの保護者に対しての意見を聞くという、このアンケート調査というのは、私は大変必要なものと思います。

少子化の原因の1つとして、子育てと仕事の両立に対する負担感がございます。子育てと仕事の両立のためには、それぞれの社会環境の整備が不可欠で、企業もそうですが、安心して働ける、安心して子どもを預けられるという子どもの受け入れ整備も大変必要で、補助や手助けが必要と考えます。

ぜひ共働き、あるいはひとり親家庭に対して、幅広いニーズを把握するためにも、いろんなアンケートを頻繁にやっていただきたいというふうに思います。それを今後の計画に落とし込んでいただくことを御要望いたします。

最後に、このアンケート調査について、やり方はいろいろあると思います。ただ、今、通われている保護者に対して、やっぱり、せめて2回ぐらいはそういうアンケート調査ということをやっただいて、情報を得るといのはやっていただきたいと思うんですが、今回やられたアンケート調査もそうですけど、ある程度幅広い項目を上げていただいて、それでアンケートをしていただくほうが、よほど中身の濃いものになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） アンケートですけども、先ほど回答を申し上げます中で、20年に実施した子育て支援に関するニーズ調査、これはいわゆる児童育成計画をつくるためのアンケートですけども、そういうときには一応やっておるというふうに考えております。

それと今おっしゃいましたように、2年に1度とか、そういうものはやってできないことはございません。それで、いろんなアンケートの中身というのが、どんなものがあるのか

というのは、まだ今はわかりませんが、そのときには議員さんのお力もお借りして、こういうのをやったらどうかというのもお伺いしたらと思っています。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 前向きな回答をありがとうございました。すごく安心しました。よろしく願いいたします。

最後に、赤ちゃんの駅の整備事業について、質問をさせていただきます。

2009年の12月の私の一般質問で提案させていただきました、乳幼児連れの母親が気軽に授乳やおむつ替えができる赤ちゃんの駅を設置してみてはという問いに対し、市長は、今からもその事柄をしっかりと頭の中に入れて、可能なところ、工事中のところも含め、そのような形にできないか、前向きに取り組んでまいりたいという、温かい前向きな御答弁を今でも私は忘れません。

赤ちゃん連れの人ならだれでも使うことができるこの赤ちゃんの駅ですが、第四次防府市総合計画の防府まちづくりプラン2020、基本計画にも落とし込んでいただきました。子育て支援サービスの充実と、人に優しい防府市へ必ず寄与する施策と思いますが、今後の整備をどのように進めていくのか。また、普及促進をどのように図っていくのかをお聞かせください。

周南市さんや山口市さんでは、いろんところで赤ちゃんの駅の旗を見かけ、多方面から来られた方も一目でわかるようになっていきます。防府市においては少し出遅れましたが、他市に負けない、充実した整備を兼ねたPRをしていただきたいと思います。この赤ちゃんの駅に対するシンボルマークや旗等の市民投票や、パブリックコメントでのアンケート等を実施していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

国体も近づき、スピーディな対応を望みますが、御所見をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

赤ちゃんの駅とは、外出中に赤ちゃんへの授乳やおむつ替えを行うことのできる施設のことでありまして、最近、その需要は高まってきておりまして、その赤ちゃんの駅の整備が、子育て支援の側面とともに、商業振興、観光振興、公共施設の利便向上など、多様な側面を持ち合わせていることから、まちづくりに欠かせないものとなっていると認識をしております。ついては、第四次防府市総合計画にも、主な取り組みとして掲載し、公共施設においては市役所1号館の1階や、ルルサス、ソルトアリーナなどにも整備を進めてきたところでございます。

今後の赤ちゃんの駅の整備、PRについてでございますが、赤ちゃんの駅の整備が多様



な側面を持ち合っていることから、まず、行政内に各部門を交えた研究組織を立ち上げ、検討を開始するとともに、赤ちゃんの駅の地図作成など、実行可能なところから取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、赤ちゃんの駅のシンボルマークの旗などの市民投票やパブリックコメントでのアンケートなどの実施についてでございます。これは、今後の赤ちゃんの投票やパブリックコメントでのアンケートなどの実施についてでございます。これは、今後の赤ちゃんの駅の整備、PRの方法にもかかわることでございますので、シンボルマークや旗、のぼりの作成などに当たりましては、議員から貴重な御意見、情報を参考とさせていただき、アンケートなどにより、市民の皆様の御意見や御要望を聞き、また、そのことにより赤ちゃんの駅のPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。多分、いい施策になるなというふうに感じました。

第四次防府市総合計画の防府まちづくりプラン2020、基本計画で健やかな日々と地域のぬくもりに満ちたまちづくり、子育て支援の充実の取り組みに入れていただきましたが、既に実施している施設もある中で、どの範囲までの整備が必要とお考えか。今、現状ではルルサス、市役所の中にもあると言われてましたが、どれぐらいまでの範囲が必要とお考えか、教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、人が多く集まる場所は当然必要であろうと。少ないところもあればいいんですけども、まずは人の多く集まる場所。それと、赤ちゃんの駅、今、言いましたように授乳やおむつ替え等々必要になってありますんで、ある程度の面積が必要になってまいります。その辺も考えまして、今から先、公共施設の中で可能なものはどこかということ、先ほどの行政内のいわゆる研究組織の中で、行政部分については検討していくと。民間にも当然、今、そういうのをつくっておられるところ、ございます。それで、民間にお願いするというのはなかなかむずかしゅうございますけども、いろんな商工会議所等々にお話をしながら、可能なところはやっていただければ非常にうれしいというふうな考え方で、やっていきたいというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。国体も近づいてきております。企業も含めた、企業も巻き込んだ多くの協力場所を集うためにも、公共施設はもちろん、普及活動に力を注いでいただくことを御要望しておきます。

全国では、2006年に東京板橋区で始まり、三重県の桑名市、埼玉県の本庄市、福岡県では福岡市内172カ所、商業施設などに設置して、赤ちゃんの駅のシンボルマークを対象施設に掲示している事例の話をして2009年12月の一般質問で御紹介させていただきましたが、この赤ちゃんの駅は県内でも山口、宇部、下関、光市さん等が取り組んでいます。周南市さんも、昨年9月から赤ちゃんの駅として認定し、施設にシンボルマークを掲示したり、駅の場所を盛り込んだマップを作製したりして、市民にPRしているとのことでした。

周南市さんは、赤ちゃんの駅、ベビーステーションのシンボルマークを選ぶ住民投票をしています。赤ちゃんの駅のシンボルマークの6つの案、これ職員さんが多分案を出したと思うんですけど、投票により決めたとのことでした。これも仕掛けが大変重要だと思います。例えば職員さんがデザインしていただいたものを市民を巻き込んで投票していただく。行政と市民が一体となってこの事業に取り組むということも、私は大切なことだと思います。ぜひ、子どもたちやお母さんを中心に、防府らしいデザインを考えてみていただきたいということを御要望しておきます。

もう時間がないので、御要望しときますけど、先ほど言いました駅のマップ。これもしっかりつくっていただいて、ぜひホームページで。今現在のところでもいいと思います。それからどんどん追加していけばいい話なんで、ぜひマップをつくっていただきたいというふうに思います。最後、御要望しておきますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、10番、山田議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時 2分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年6月15日

防府市議会議長

行 重 延 昭

防府市議会議員

佐 鹿 博 敏

防府市議会議員

田 中 敏 靖